

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	健康危機管理対策事業		担当者電話番号	計画調整係 078-362-3135					
事業目的	県民の生命や健康を脅かす健康危機に対応し、県民の生命の安全と健康の確保を図る								
事業内容	①内容：県民からの健康危機情報を24時間365日受け付ける窓口の設置 ②設置場所：各健康福祉事務所（13保健所） ③対応方法： ○執務時間内 各健康福祉事務所（保健所）で従来の相談等として対応 ○執務時間外 電話を災害対策センターに自動転送 ↓ 宿当直体制の非常勤嘱託員が受付 ↓ 緊急性が高い案件は管轄事務所長へ連絡			事業開始年度	平成14年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(3,550千円) 7,100千円		(3,556千円) 7,118千円		(3,556千円) 7,118千円			
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人			
	総コスト (①+②)	8,702千円	従事人員 0.2人	8,698千円	従事人員 0.2人	8,701千円 0.2人			
事業の目標	健康危機に24時間365日体制で対応する体制の構築			[目標設定理由] 健康危機に早急かつ適切に対応するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26 (目標)
	窓口開設日	365日	毎年度	365日 (24千円)	365日 (24千円)	365日 (24千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	0157による集団感染、集団食中毒、新型インフルエンザ等感染症の流行などの健康危機には、早急かつ適切に対応しなければ、県民の生命及び健康に重大な被害を与える可能性が高いため、24時間365日対応できる体制を整える必要がある。							
	有効性	感染症等の緊急事案については、保健所の担当職員に即時通報される体制になっていることから、県民の不安解消が図られている。							
	効率性	執務時間外には、13健康福祉事務所から災害対策センターに自動転送することで業務の集約化を図っている。							
	民間・市町との役割分担	県の業務である、食中毒・医療相談・精神等の相談業務について、夜間分を集中的に対応するもの。							
	受益と負担の適正化	県の業務である、食中毒・医療相談・精神等の相談業務について、夜間分を集中的に対応するもの。							
方向性	新規	拡充			継続	実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県民の安全・安心を守るため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名		医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名		音楽療法定着促進事業		担当者電話番号	計画調整係 078-362-3135				
事業目的		高齢化の進展を踏まえ、心身の機能の維持改善等に効果的な音楽療法を普及							
事業内容		音楽療法の導入に対する補助 ①補助対象者 新たに週1回程度、音楽療法を実施しようとする施設、②補助対象経費 音楽療法士の謝金・交通費、③補助率 定額、④補助期間 3ヶ月～1年間				事業開始年度	平成18年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(4,713千円) 4,713千円		(9,832千円) 9,832千円		(9,832千円) 9,832千円			
	人件費②	8,809千円	従事人員 1.1人	8,688千円	従事人員 1.1人	8,704千円	従事人員 1.1人		
	総コスト(①+②)	13,522千円	従事人員 1.1人	18,520千円	従事人員 1.1人	18,536千円	従事人員 1.1人		
事業の目標		音楽療法が効果的と見込まれる全ての医療・福祉施設での音楽療法の実施			[目標設定理由]先導的な取組であり、効果が見込まれる高齢者等の生活の場であらゆる医療・福祉施設に普及させる必要があるため。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	音楽療法定着促進事業実施施設数	150施設	毎年度	56施設 (241千円)	65施設 (285千円)	150施設 (124千円)	37.3%	43.3%	100.0%
補助終了翌年度継続施設数	対象となる全施設	毎年度	50施設 (270千円)	65施設 (285千円)	150施設 (124千円)	89.3%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢化の進展等に伴い、心身の機能の維持改善等に効果的な、音楽療法の果たす役割は高まっている。							
	有効性	・累計実施施設数は順調に伸びており、補助終了後の音楽療法の定着率も概ね90%以上で推移している。							
	効率性	・補助対象となる施設のニーズに対応するため、補助対象となる期間について、6ヶ月以上のほか、3ヶ月以上の短期間導入の場合も対象としている。							
	民間・市町との役割分担	・先導的な事業であり、県で実施							
	受益と負担の適正化	・県補助は定額（対象経費の1/2相当）としており、施設にも一定の負担を求めている。 ・県補助は、新たに音楽療法を導入する施設について1年間を限度に対象としており、それ以後の事業実施は各施設の自主運営によることとしている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	音楽療法の定着を促進するため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	周産期・産科救急医療体制整備事業		担当者電話番号	医療体制整備係 078-362-4351					
事業目的	①県民の出産に対する不安の解消 ②周産期救急医療体制の整備								
事業内容	①周産期母子医療情報システムの充実 周産期母子医療センター11機関及び、ハイリスク妊産婦を24時間受け入れ可能で、比較的、医療機能が充実した産科を有する協力病院(14病院)について、周産期医療情報システムにより連携を図る。 ②総合周産期母子医療センターの体制強化整備 近畿ブロック各府県において、妊産婦等の搬出入が必要な場合、連絡・調整を行う「広域搬送調整拠点病院」を県立こども病院に設置する。			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(2,482千円) 18,535千円		(2,482千円) 18,535千円		(2,554千円) 3,830千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 0.1人			
	総コスト(①+②)	19,336千円	従事人員 0.1人	19,325千円	従事人員 0.1人	4,621千円 0.1人			
事業の目標	①周産期医療情報システムの診療応需情報提供機関の確保			[目標設定理由] 小児科を有し、産科で24時間対応可能な医療機関の受入可否情報を掲示することにより、迅速に母体・胎児を搬送できる体制を確保するため(保健医療計画)					
	②出生1万人当たりのNICU数			[目標設定理由] ハイリスク新生児に対応可能なNICUを整備することにより、県民が安心して出産できる体制を確保するため(周産期医療体制整備指針(国))					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	周産期医療情報システムの診療応需情報提供協力病院数	14病院 〔19病院〕	H26 H24	19病院 (196千円)	14病院 (266千円)	14病院 (154千円)	100.0%	100.0%	100.0%
出生1万人当たりのNICU数	30.0箇所	H26	25.4箇所 (761千円)	25.4箇所 (761千円)	26.0箇所 (178千円)	86.3%	84.7%	86.7%	
評価結果	必要性	・昨今の周産期医療を取り巻く状況は、産科医の不足等により、病院の産科が分娩の制限や、休止・廃止に追い込まれる大変厳しいものであり、本県でも妊産婦へのセーフティネットを充実させることが急務となっている。 ・については、周産期医療情報システムの充実を図り、総合周産期母子医療センターの体制を強化させ、県民が安心してお産できる医療体制を整備する必要がある。							
	有効性	・医療機能が充実した産科を有する協力病院14機関全てに周産期医療情報システムを設置することで、当システムの充実を図り、総合周産期母子医療センターの体制を強化し、県民が安心してお産できる医療体制が整備できる。 ・また、近畿ブロックの各府県において、妊産婦の受入の連絡調整を行うコーディネーターを配置し、広域搬送体制を整備することにより、安全・安心な周産期医療体制の確立が図られている。							
	効率性	・広域災害・救急医療情報システムを活用して、周産期医療情報システムを設置し、周産期母子医療センターの、①空床の有無、②緊急手術の可否などの応需情報を提供するシステムを構築している。							
	民間・市町との役割分担	・本事業については、周産期医療体制を整備する観点から、県が実施。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	・周産期・産科救急医療体制の整備を図るため、継続実施 ・コーディネーター設置に要する経費については、平成26年度から病院局で予算計上								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	小児救急医療相談体制の整備		担当者電話番号	医療体制整備係 078-362-4351						
事業目的	①小児救急患者の家族の不安の解消 ②コンビニ受診の抑制 ③適切な医療機関の紹介									
事業内容	県下全域を対象とした小児救急医療相談（#8000） ①相談日時：毎夜間（18時～24時）、休日昼間（9時から18時） 地域における小児救急医療相談窓口 ①補助対象者：市町又は病院開設者 ②補助対象経費：相談窓口運営費 ③負担割合：国1/3、県1/3、市町等1/3 ④実施圏域：神戸、阪神南、 阪神北、東播磨、北播磨、中西播磨、但馬、丹波、淡路			事業開始年度	①#8000（平成16年度） ②地域における電話相談（平成15年度）					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	27,313千円 48,350千円		28,627千円 53,552千円		0千円 52,967千円				
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人				
	総コスト（①+②）	49,151千円	従事人員 0.1人	54,342千円	従事人員 0.1人	53,758千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	各圏域での電話相談の実施			【目標設定理由】 自院での受入を前提としたアドバイスや、地域性を踏まえたきめ細やかな対応が可能な電話相談を実施するため（保健医療計画）						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率（%）			
		目標値	年度				H24	H25	H26（目標）	
	相談窓口の実施圏域	9圏域	H26	9圏域 (2,693千円)	9圏域 (3,120千円)	9圏域 (3,526千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・患者家族の不安解消や、受診の必要のない患者にアドバイスを行うことにより、コンビニ受診を抑制する必要がある。								
	有効性	・県下全域を対象として、小児科医師及び看護師が小児救急患者家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、小児救急医療情報システムを活用し、症状に応じた適切な医療機関の紹介を行う相談体制を整備することで、小児救急患者の家族の不安を解消し、コンビニ受診を抑制している。								
	効率性	・#8000相談窓口は患者家族の不安解消を主とした、応急対応等の総合的な急病相談であり、圏域の相談窓口は、圏域内の医療機関の連携状況や、小児救急医療体制に参加していない医療機関の時間外対応等の診療状況を把握していることから、圏域の相談窓口の方がよりきめ細やかな対応が可能であるため、状況に応じて#8000相談窓口から圏域の相談窓口につなぐ。 ・淡路圏域の窓口の県立淡路病院が救急救命センター（3次救急）に整備されたため、1次救急である電話相談を小児夜間電話救急センター（淡路3市が委託し3市医師会が運営）で実施するため、淡路圏域分の予算を病院局から移管し指標1単位のコストが増加する。								
	民間・市町との役割分担	・全県を対象とした#8000については、県が役割を担い、小児医療に精通した看護師等による相談窓口を小児科医が常時確保されている医療機関において設置している。 ・また、圏域における電話相談についても、地域性を踏まえたきめ細やかな相談対応が可能な市町又は病院開設者が担うこととし、県はその運営費の一部を補助している。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充		（継続）	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結（休止）	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	小児救急医療体制の確保・充実を図るため、継続実施									

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	小児科救急対応輪番制運営費補助		担当者電話番号	医療体制整備係 078-362-4351						
事業目的	①小児救急医療体制の整備、確保 ②在宅当番医制、休日夜間急患センターの後送医療体制の確保 ③小児救急患者、その家族の不安の解消									
事業内容	①補助対象：重症患者等を受け入れる二次救急医療機関として必要な診療機能、小児科医、小児科専用病床を確保する病院 ②補助対象経費：小児科救急対応病院群輪番制の体制確保に必要な経費 ③負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3			事業開始年度	平成11年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額					
	事業費①	(37,243千円) 74,486千円	(39,061千円) 78,121千円		(0千円) 77,513千円					
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	75,287千円	従事人員 0.1人	78,911千円	従事人員 0.1人	78,304千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	①小児科救急対応病院群輪番制の空白日解消		[目標設定理由] 県内の各圏域において、小児救急患者及びその家族の不安を解消するため、1年間365日、小児救急患者の受入医療機関を確保する必要があるため(保健医療計画)							
	②小児科救急対応病院群輪番制参加病院数		[目標設定理由] 県内の各圏域において、小児救急患者及びその家族の不安を解消するため、1年間365日、小児救急患者の受入医療機関を確保する必要があるため(保健医療計画)							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)	
	小児科救急対応病院群輪番制の空白日(オンコール体制で整備されているものを含む)のない圏域数	11圏域	H26	8圏域 (9,411千円)	8圏域 (9,864千円)	11圏域 (7,119千円)	72.7%	72.7%	100.0%	
小児科救急対応病院群輪番制参加病院数	40病院	H26	40病院 (1,883千円)	39病院 (2,024千円)	40病院 (1,958千円)	100.0%	97.5%	100.0%		
評価結果	必要性	・地域の小児科救急については、在宅当番医制及び休日夜間急患センター又は、既存の病院群輪番制の当番病院が対応しているところであるが、これらの救急医療機関での対応可能診療科目は内科・外科が主であり、小児科への対応は十分でない。 ・そこで、これらの救急医療機関の後送医療体制を確保するため、小児の二次救急医療体制として、二次医療圏に小児科医及び小児科専用病床を確保した病院による病院群輪番制を実施。								
	有効性	・常時、小児救急患者を受け入れられる体制を整備することで、より安心できる医療体制の整備を図る。								
	効率性	・小児科医が不足している圏域においては、オンコール体制を整備することで、空白日をなるべく生じさせないよう対応している。								
	民間・市町との役割分担	・一次救急＝市町、二次救急＝市町、三次救急＝県の役割分担のもと、本事業については、国庫補助を活用し、各市町を通じて、輪番対応病院に経費を支出している。								
	受益と負担の適正化	・本事業におけるコストは、国：県：市＝1：1：1の負担割合のもとで、1日の補助基準額を設定することにより、各医療機関に補助しているが、対象経費の実支出額について補助額以上要していることから、医療機関に対しても応分の負担が生じている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続			実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	小児救急医療体制の確保・充実を図るため、継続実施									

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	看護師等養成所運営費補助		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251					
事業目的	①看護師養成所の教育内容の強化充実を図る ②看護師等の養成力の強化を図る								
事業内容	①補助対象：民間立看護師等養成所 ②補助対象経費：看護師等養成所の運営に要する経費の一部 ③負担割合：国1/2、県1/2			事業開始年度	昭和40年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(140,590千円) 246,199千円		(137,151千円) 239,321千円		(34,340千円) 257,897千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	247,000千円	従事人員 0.1人	240,111千円	従事人員 0.1人	258,688千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	①国家試験合格率の向上			[目標設定理由] 将来看護師等となる人材の確保を図る必要があるため					
	②看護師養成所卒業生の県内就業率の向上			[目標設定理由] 安定的に看護学生を確保するには、県内への就業率が重要であるため（最も県内就業率が高い都道府県並）					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	国家試験合格率	100%	H26	91.4% (一千円)	100% (一千円)	100% (一千円)	91.4%	100.0%	100.0%
看護師養成所卒業生の県内就業率	96.0%	H26	89.4% (一千円)	96.0% (一千円)	96.0% (一千円)	93.1%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・看護師養成所は、学生からの授業料等収入だけでは十分な運営費を確保できないことから、運営費の一部を補助することによって教育内容の充実を図り、看護師等の養成力の強化を図る必要がある。							
	有効性	・看護師養成所の運営を支援することにより、各養成所の教育内容の充実が進み、安定した看護師の養成が行われている。							
	効率性	・民間の看護師養成所については、国庫補助制度を活用し、国：県＝1：1の負担割合のもとで、運用している。（H26新規開校等により事業費が増加）							
	民間・市町との役割分担	・市町立の看護師養成所に対する補助金については既に交付税措置化されており、民間、市町ともに少子高齢化に伴って必要となる看護師の養成を行っている。							
	受益と負担の適正化	・対象経費の実支出額について補助額以上要しており、看護師養成所に対しても応分の負担が生じている。							
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	看護師等養成所の教育内容の強化・充実を図るため、継続実施								



事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	病院内保育所運営費補助		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251						
事業目的	子どもを持つ女性医師や看護職員等の就業環境整備による離職防止及び再就業促進									
事業内容	①補助対象：病院内保育所を設置・運営する医療機関 ②補助対象経費：病院内保育所の運営費の一部 ③負担割合：国1/2、県1/2			事業開始年度	昭和49年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(88,103千円) 176,165千円		(99,104千円) 198,208千円		(0千円) 191,598千円				
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	176,966千円	従事人員 0.1人	198,998千円	従事人員 0.1人	192,389千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	離職率(病院実態調査)の減少			[目標設定理由]離職率を下げ、定着させることにより看護職員の確保を図る(全県ビジョン)						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	補助対象施設数	83施設	H29	66施設 (2,681千円)	68施設 (2,926千円)	71施設 (2,710千円)	79.5%	81.9%	85.5%	
常勤看護職員離職率(病院実態調査)	10.0%	H29	13.2% (一千円)	11.8% (一千円)	11.3% (一千円)	75.8%	84.7%	88.5%		
評価結果	必要性	・医療機関にとって女性医師等医療従事者の確保は施設運営上不可欠であり、出産に伴う看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業を図るため、就業環境の改善を進めることが必要である。								
	有効性	・補助対象施設数は着実に増加しており、院内保育所の設置が促進されている。また、離職の要因のひとつである出産・育児への対応として、離職防止に一定の効果が見込まれる。								
	効率性	・国：県：事業者＝1：1：1の負担割合のもとで運営されており、子どもを有する看護職員の就業環境の改善に寄与している。								
	民間・市町との役割分担	・民間及び公立の保育所では、病院の変則的な勤務に対応した子供の受入が困難であるため、各医療機関で保育所を運営せざるを得ない。								
	受益と負担の適正化	・国：県：事業者＝1：1：1の負担割合のもとで行っている補助であり、対象経費の実支出額について補助額以上要している。また、保育児童1人あたり1万円以上の保育料を徴収している施設を補助対象としており、事業者や保育施設の利用者に対しても応分の負担が生じている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		(継続)	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	子どもを持つ女性医師や看護職員等の就業環境整備による離職防止及び再就業促進を図るため、継続実施									

事務事業評価資料

施策名		医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名		看護職員離職防止対策事業		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251						
事業目的		①看護職員の就業継続に関する課題を明確にし、離職防止についての方策を検討 ②看護職員の経験年数に応じた研修を実施し、看護職員の実践能力とモチベーションを向上 ③メンタルヘルスや就業継続に関する相談を実施し、職場への適応を促進									
事業内容		看護職員離職防止対策検討会及び各種研修・相談の実施				事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額					
	事業費①	(0千円) 12,203千円		(0千円) 20,757千円		(0千円) 28,206千円					
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円	従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	13,004千円	従事人員 0.1人	21,547千円	従事人員 0.1人	28,997千円	従事人員 0.1人				
事業の目標		①看護職員従事者数が供給見込み数に達する			[目標設定理由] 県内の看護職員就業者を増加し、看護職員数の必要量を確保する。(第7次看護職員需給見通し)						
		②離職率(病院実態調査)が減少する			[目標設定理由] 離職率を下げ、定着させることにより看護職員の確保を図る。(重点プログラム)						
目標の達成度を示す指標		指標名		目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
				目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
		看護職員従事者数(目標は看護職員供給見込み数)		64,774人	H27	59,857人 (0.2千円)	61,908人 (0.3千円)	63,337人 (0.5千円)	92.4%	95.6%	97.8%
常勤看護職員離職率(病院実態調査)		10.0%	H27	13.2% (-千円)	11.8% (-千円)	11.3% (-千円)	75.8%	84.7%	88.5%		
評価結果	必要性	医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっており、医療従事者の中でも最も多数を占める看護職員の質と量を確保することが必要である。本県の看護職員離職率は前年調査の13.4%(2010年分)より13.0%(2011年分)と微減しているが全国平均の10.9%よりも高い。社会保障制度改革等による看護職員のさらなる確保が見込まれることから、対策を継続強化する必要がある。									
	有効性	看護職員従事者は着実に増加し、平成18年度全国ワースト1であった離職率もやや改善している。離職防止対策として、計画的な研修や職場改善を取り入れている施設では就業者の退職が減少しており効果をあげている。また離職した場合にはナースセンターを活用し求職者と求人者のマッチングを行い再就業に結びつけている。									
	効率性	看護協会に委託することにより、県内の看護職員の課題に応じた対策や研修を実施でき、多数の研修受入が可能である。ナースセンター登録者数は増加しており、仕事及び進学相談の他、再就業支援研修や合同就職説明会等を実施し、再就業者数の増加につなげていく。看護師等の資格登録制度の開始を見越して、H26より看護職員の潜在化防止に向けた取り組みを行う。									
	民間・市町との役割分担	「看護師等の人材確保の促進に関する法律第4条」で、地方公共団体は看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。委託先である看護協会は、職能団体として看護師確保と資質向上に貢献しており、県の施策と同一の目的を持ち事業展開している。看護協会独自の事業とも連携し、効果的な運営を図っている。									
	受益と負担の適正化										
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定			
実施方針	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
	説明	看護職員の離職防止を図るため、継続実施									



事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	看護職員臨床技能向上推進事業		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251					
事業目的	①専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより、県民の24時間、365日の安全・安心を確保する。 ②専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより、医師の負担を軽減する。 ③認定看護師教育課程修了者がリーダーとなり、他の看護職員等の資質向上を担う。								
事業内容	訪問看護師認定看護師教育課程等の実施			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 9,450千円		(0千円) 8,820千円		(0千円) 10,290千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 0.1人			
	総コスト(①+②)	10,251千円	従事人員 0.1人	9,610千円	従事人員 0.1人	11,081千円 0.1人			
事業の目標	①専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成する ②研修講師等、他の看護職員に対し知識や技術を普及できる認定看護師の県内登録者数を増やす			[目標設定理由]県民の安心・安全の確保や医師の負担軽減には、高い看護実践能力をもつ看護職員が必要であるため [目標設定理由]県内の看護職員の資質向上を図るため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	認定看護師教育課程修了者数	105人	H26	72人 (142千円)	68人 (141千円)	105人 (106千円)	80.0%	75.5%	100.0%
認定看護師県内登録者数	123人	H26	61人 (168千円)	75人 (128千円)	123人 (90千円)	93.8%	90.4%	100.0%	
評価結果	必要性	兵庫県地域ケア体制整備構想において、在宅医療を必要とする高齢者が30年後には88,000人から199,000人(約2.3倍)になると推計される。また、医療依存度の高い患者や寝たきりの患者、在宅療養者の増加が見込まれている。24時間、365日の県民の安全・安心の確保のためには高い看護実践能力をもつ看護師の養成が必要である。さらに、勤務医の負担軽減を図る観点からも、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、特定の看護分野において水準の高い看護実践のできる認定看護師の養成は必要性が高い。							
	有効性	訪問看護認定看護師は、年齢や疾患、療養場所を限定することなく、多くの対象者に対して貢献でき、他の看護職種等に対しても知識・技術を普及できるため有効性は高い。認知症看護認定看護師は、今後増加すると推計されている認知症患者とその家族を支える重要な役割を担う。慢性心不全看護認定看護師は、急性増悪を繰り返す当該疾患の病状を安定させるために、入院治療及び在宅での患者の生活を指導、教育する役割を担う。さらに、専門的技術を活かし医師の負担軽減にもつながる。							
	効率性	受講料を補助して他府県に派遣した場合、旅費の負担増に加え、受入数により年間に養成できる人数が限られるが、県で養成した場合は一定数確保することができるため、効率的である。							
	民間・市町との役割分担	県は、県民に対し安全安心な医療を提供する責務がある。勤務医の業務負担の軽減と看護職員の役割発揮の観点から、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、県として高度な技術を有する認定看護師を積極的に養成する。							
	受益と負担の適正化	委託先である兵庫県看護協会が受講者から受講料を徴収し、認定看護師養成課程を運営している。受講者は養成課程修了後、日本看護協会に登録し、認定看護師として業務を行うことができる。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	県として、専門技術をもつ質の高い認定看護師の養成は重要性が高い。来年度も引き続き、訪問看護コース、認知症看護コース及び慢性心不全看護コースを実施し、関西福祉大学で開講する脳卒中リハビリテーション看護コースに補助を拡充する。								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	新人看護職員卒後臨床研修事業		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251					
事業目的	改正保健師助産師看護師法により努力義務化された新人看護職員卒後臨床研修を実施できる体制を確立し、すべての新人看護職員が研修を受講できる体制を整備することにより、看護の質の向上、安全な医療確保及び早期離職防止を図る。								
事業内容	①教育責任者等研修：各施設の教育責任者等が新人看護職員研修を実施するための研修を実施 ②OJT研修：卒後臨床研修実施施設への経費補助 ③合同研修：OJT研修未実施施設を対象とした合同研修実施			事業開始年度	平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 43,705千円		(0千円) 69,205千円		(0千円) 36,283千円			
	人件費②	3,203千円	従事人員 0.4人	3,159千円	従事人員 0.4人	3,165千円 従事人員 0.4人			
	総コスト(①+②)	46,908千円	従事人員 0.4人	72,364千円	従事人員 0.4人	39,448千円 従事人員 0.4人			
事業の目標	①病院でのOJT研修実施施設数の増加			【目標設定理由】 新人看護職員を受入れる病院で体系的に研修を実施するため。					
	②新人看護職員の離職率の減少			【目標設定理由】 新人看護職員の離職率を下げ、定着させることにより、看護職員の確保を図る。(全県ビジョン)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	OJT研修実施率	100%	H26	97.2% (一千円)	97.0% (一千円)	100% (一千円)	97.2%	97.0%	100.0%
新人看護職員離職率(病院実態調査)	5.0%	H26	10.8% (一千円)	8.5% (一千円)	7.5% (一千円)	46.3%	58.8%	66.7%	
評価結果	必要性	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の職場適応と質の向上を目的とした卒後臨床研修が必要であり、医療機関の機能や規模にかかわらず、新人看護職員を採用するすべての医療機関で適切な研修を実施することができる体制整備のための支援が必要である。							
	有効性	新卒者が就職先を選択する際、最も優先する要件は「教育体制」である。また、新人看護職員の離職は「自信がない」ことが要因となっている。卒後臨床研修を着実に実施することは看護職員の確保・定着のために有効である。							
	効率性	国：事業者＝1：1の負担割合のもとで実施されており、全ての新人看護職員が研修を受けることのできる環境の形成に寄与している。							
	民間・市町との役割分担	各医療施設へは申請に基づく間接補助として実施している。							
	受益と負担の適正化	国：事業者＝1：1の負担割合のもとで行っている補助であり、対象経費の実支出額について補助額以上要しているため、事業者にも応分の負担が生じている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	新卒者は看護教育における学習内容と臨床現場で求められる能力との間にギャップがあり現場に適応できずに離職する者が多いため、本事業を継続して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	播磨地域等におけるドクターヘリ導入促進事業		担当者電話番号	医療体制整備係 078-362-4351						
事業目的	播磨地域等にドクターヘリを導入することにより、同地域における安全・安心な救急医療体制を構築するとともに、圏域を越えた広域搬送も実施する。									
事業内容	播磨及び丹波南部地域を運航範囲としてドクターヘリを運航			事業開始年度	平成25年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 0千円		(45,143千円) 90,285千円		(0千円) 0千円				
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	790千円	従事人員 0.1人	0千円 従事人員 0.0人				
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	91,075千円	従事人員 0.1人	0千円 従事人員 0.0人				
事業の目標	兵庫県ドクターヘリの救命率の向上			[目標設定理由] 救急現場にいち早く到着し、医師による救命措置を迅速に開始することにより、救命率の向上や後遺症の減少を図るため(ヘリコプター救急患者搬送体制検討委員会報告)						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
	兵庫県ドクターヘリの現場着陸までの平均時間	目標値	年度				H24	H25	H26	
		30分	H25	— (—千円)	— (—千円)	30分 (—千円)	—	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・ 県南部地域(播磨地域等)では消防防災ヘリによるドクターヘリ的運航を行っているが、救急需要の全てを賄うことができていないためドクターヘリを導入する必要がある。								
	有効性	・ ドクターヘリの導入により119番による救急要請から医師による医療介入までの時間が短縮できることから、播磨地域等における救命率の向上をに有効である。								
	効率性	・ 基地病院である県立加古川医療センター及び準基地病院の製鉄記念広畑病院と姫路循環器病センターの3つの救命救急センターを中心に、患者にとって最適な地域の病院に搬送することで効率的な患者搬送が行うことができる。								
	民間・市町との役割分担	・ 医療、消防、行政、ヘリ運航会社等による運航調整委員会を設け、運航時間や要請基準、連絡手続等を定め、ドクターヘリ事業の一層の充実を図る。								
	受益と負担の適正化	・ 運航経費については、国、県1/2ずつの経費負担としている。								
方向性	新規	拡充		継続		◀実施手法の見直し▶				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定				
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	関西広域連合管内でのドクターヘリの一体的な運用を図るため、平成26年4月1日に関西広域連合へ事業移管予定。									

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	へき地等勤務医師養成派遣事業		担当者電話番号	医師確保対策係 078-362-3243					
事業目的	医師の地域偏在に対応するため、卒業後に県の指定する県内へき地等の医療機関等で勤務する医師を養成								
事業内容	自治医科大学、兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学において、卒業後9年間、県が指定する医療機関で勤務することを条件に、県で修学資金を貸与等してへき地等で勤務する医師を養成し、卒業後、医師確保が困難な医療機関へ派遣			事業開始年度	自治医大：昭和47年度 兵庫医大：昭和47年度 神戸大：平成19年度 鳥取大：平成22年度 岡山大：平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(329,136千円) 380,595千円		(347,736千円) 434,297千円		(363,300千円) 482,548千円			
	人件費②	16,016千円	従事人員 2.0人	15,796千円	従事人員 2.0人	15,826千円 2.0人			
	総コスト(①+②)	396,611千円	従事人員 2.0人	450,093千円	従事人員 2.0人	498,374千円 2.0人			
事業の目標	県で養成した医師を医師不足が深刻なへき地医療機関に派遣することにより、地域偏在の解消を図る			[目標設定理由] 本県のへき地においては医師不足が深刻であるため(重点プログラム)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	自治医大等におけるへき地等勤務医師の養成(大学入学者数)	20名 21名 22名	H24 H25 H26	18名 (22,034千円)	20名 (22,505千円)	22名 (22,653千円)	90.0%	95.2%	100.0%
へき地等勤務医師のへき地医療機関への派遣数	103名 (15 15 19)	H39 (H24 H25 H26)	15名 (26,441千円)	15名 (30,006千円)	19名 (26,230千円)	14.6%	14.6%	18.4%	
評価結果	必要性	・本県のへき地においては医師の不足が深刻であり、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態であるため、医師の地域偏在対策のため、県が実施するもの							
	有効性	・医師として派遣できるまでの養成に年数を要するものの、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態である中、一定期間の医師確保がほぼ確実に実施できることから、医師の地域偏在への対応として有効である。							
	効率性	・医師として派遣できるまでの養成に年数を要するものの、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態である中、一定期間の医師確保がほぼ確実に実施できることから、医師の地域偏在への対応として効率的である。 ・大学入学者数及び在籍者数が増えることから、事業費及び指標1単位あたりのコストが増加する。							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題(医師の地域偏在)への対応として医師を養成するもの							
	受益と負担の適正化	・医師派遣時においては、受益者である派遣先の医療機関に負担を求めている							
方向性	新規	○ 拡充		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	修学資金を貸与して養成した医師を地域医療機関へ派遣するとともに、平成26年度より、養成・派遣中の支援相談体制を整備し、将来のキャリア形成への不安感を解消し、計画的な派遣体制の構築及び派遣終了後のへき地定着に繋げる								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	キャリア形成プログラム作成支援事業		担当者電話番号	医師確保対策係 078-362-3243					
事業目的	県内の医療機関が連携して、医師のキャリア形成を支援する体制を構築し、医師の地域偏在に対応する。								
事業内容	臨床研修修了医師、後期研修修了医師等を対象とした、地域医療機関も含めて各医療機関が連携し、県内を循環しながら医師が専門性を高めるキャリアプログラムを、県、医療機関双方で整備			事業開始年度		平成26年度			
	区分	兵庫県プログラム	医療機関連携プログラム						
	作成主体	県（医療機関の協力のもと作成）	各機関（他機関と連携して新たに作成）						
	期間	4年程度（1年以上地域）	専門医資格取得期間（3、4年）						
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		-		(0千円) 10,000千円			
	人件費②	-	従事人員 -	-	従事人員 -	3,165千円 0.4人			
	総コスト(①+②)	-	従事人員 -	-	従事人員 -	13,165千円 0.4人			
事業の目標	都市と地方の医療機関を医師が循環するキャリア形成プログラムを整備することにより、地域偏在の解消を図る			[目標設定理由] 本県のへき地においては医師不足が深刻であるため（重点プログラム）					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H24	H25	H26（目標）
	プログラム整備数	30プログラム	H26	-	-	30 (439千円)	-	-	100.0%
人口10万人あたり医師数（プログラム活用後の県内定着要請効果）	260.0人 [245.3人]	H30 [H26]	-	-	245.3 (54千円)	-	-	94.3% [100.0%]	
評価結果	必要性	・本県のへき地においては医師の不足が深刻であり、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態であるため、医師の地域偏在対策のため、県が実施するもの							
	有効性	・プログラムの整備により、都市部の医療機関と地域医療機関の間での医師の循環を創出することができることから、医師の地域偏在への対応として有効である ・また、プログラム終了後の県内医療機関への定着要請により、県内医師総量の確保も期待できることから、医師確保対策として有効である。							
	効率性	・プログラムの整備効果は単年度に終わるものではなく、将来に渡っても効果が発現することに加え、プログラム終了後の県内定着要請により、県内医師総量の確保も期待できることから、効率的である							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題（医師の地域偏在）への対応として実施するもの							
	受益と負担の適正化	・派遣先の医療機関での給与負担を求めている							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	地域偏在の解消に向けて都市部医療機関と地域医療機関の間の循環システムを構築するため、新たに実施するもの								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	地域医療支援医師県採用制度		担当者電話番号	医師確保対策係 078-362-3243					
事業目的	医師不足が深刻な病院に対し県で採用した医師を派遣することで医師不足を緩和する。								
事業内容	臨床研修修了医師、後期研修修了医師等を対象に、県で採用し、専門性向上を配慮しつつ地域医療機関へ派遣								
	区分	後期研修医コース	専門研修医コース	地域医療支援医師コース	事業開始年度	平成19年度			
	対象	臨床研修修了医師	後期研修修了医師	へき地勤務希望医師					
期間	4年(2年地域)	4年(2年地域)	希望期間(地域のみ)						
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(5,699千円) 18,099千円		(36,250千円) 42,250千円		(0千円) 2,750千円			
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	19,701千円	従事人員 0.2人	43,830千円	従事人員 0.2人	4,333千円 0.2人			
事業の目標	県で確保した医師を医師不足が深刻なへき地医療機関に派遣することにより、地域偏在の解消を図る			[目標設定理由] 本県のへき地においては医師不足が深刻であるため(重点プログラム)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	採用医師数	10人	毎年度	1人 (19,701千円)	2人 (21,915千円)	10人 (433千円)	10.0%	20.0%	100.0%
人口10万人あたり医師数(制度終了後の県内定着要請効果)	260.0人 (237.9人 245.3人)	H30 H24 H26	237.9人 (83千円)	-	245.3人 (18千円)	91.5%	-	94.3% (100.0% 100.0%)	
評価結果	必要性	・本県のへき地においては医師の不足が深刻であり、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態であるため、医師の地域偏在対策のため、県が実施するもの							
	有効性	・県職員採用期間中に地域医療機関へ派遣することができることから、医師の地域偏在への対応として有効である ・また、県採用制度終了後の県内医療機関への定着要請により、県内医師総量の確保も期待できることから、医師確保対策として有効である。							
	効率性	・県職員として採用することで医師が不足している病院に派遣することができるに加え、県採用制度終了後の県内定着要請により、県内医師総量の確保も期待できることから、効率的である							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題(医師の地域偏在)への対応として実施するもの							
	受益と負担の適正化	・派遣先の医療機関での給与負担を求めている							
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	へき地定着への足がかりとするため、平成26年度より県で養成するへき地等勤務医師で義務年限が修了医師やへき地勤務に興味がある医師等を、4年までの期間で医師が希望する期間、県職員として採用して、専門性の発揮の場として、地域の医療機関を提供する「地域医療支援医師コース」を新設								



事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備	所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	地域医療人材資質向上事業	担当者電話番号	医師確保対策係 078-362-3243						
事業目的	地域医療機関に従事する医師・コメディカルを対象に各種研修の実施により資質向上を図り、医療提供機能を強化する								
事業内容	区分	内容							
	臨床技能研修	県内地域医療従事者を対象に、神戸大学の地域医療活性化センターのシミュレーター機器等を活用した模擬臨床研修を実施							
	女性医師等再就業研修	結婚・出産等により離・退職した医師を対象に、協力医療機関において再就業に繋げる臨床研修を実施							
	ドクターバンク登録者へき地研修	県医師会ドクターバンクに求職登録している医師でへき地医療機関への勤務を考えている医師を対象に、へき地医療機関での臨床研修を実施							
	小児救急医療研修	初期救急医療に従事(予定)の医師で小児科専門医以外の医師を対象に、初期小児救急医療に関する研修							
	周産期医療研修	周産期医療機関従事者に対し、気新生児蘇生法に関する研修を実施							
歯科技工士技術研修	若手歯科技工士を対象に、歯科技工知識及び技術に係る研修を実施								
事業開始年度 平成22年度									
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額	平成26年度当初予算額					
	事業費①	(405 千円) 2,620 千円	(1,698 千円) 7,790 千円	(0 千円) 29,060 千円					
	人件費②	1,602 千円	1,580 千円	3,165 千円					
	総コスト(①+②)	4,222 千円	9,370 千円	32,225 千円					
事業の目標	地域医療機関に従事する医師・コメディカルの資質向上により、各医療機関の医療提供機能を強化する	[目標設定理由] 医療人材の総量が限られている中で、医療の専門化・高度化に対応するためには医療人材の資質向上が必須なため(重点プログラム)							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標	24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
	研修の参加人数	目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
		575人	H26	294人	240人	575人	98.0%	80.0%	100.0%
人口10万人あたり医師数(資質向上による医療機関定着効果)	260.0人	H30	237.9人	-	245.3人	91.5%	-	94.3%	
	(237.9人 245.3人)	(H24 H26)	(18 千円)		(131 千円)	(100.0%)		(100.0%)	
評価結果	必要性	・医療人材の総量が限られている中で、医療の専門化・高度化に対応するためには、各医療機関に従事する医療従事者の資質向上が必要							
	有効性	・医療従事者の資質向上により、各医療機関の医療提供機能が強化されることから、県内医療提供体制の強化として有効である ・また、医療人材の資質向上は、医療の専門化・高度化により生じる職場離れにも対応するものであることから、有効である							
	効率性	・医療従事者の資質向上効果は、単年度に限られるものではなく、将来に渡って発揮されるものであることに加え、医療の専門化・高度化により生じる職場離れにも対応するものであることから、効率的である ・H26から地域医療活性化センターの設備を活用する等により研修内容の充実を図るため、事業費が増加する							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題(県内医療提供体制の確保)への対応として実施するもの							
	受益と負担の適正化	・医療機関の医師数の増加に繋がるドクターバンク登録者へき地研修については、受益者負担を求めている							
方向性	新規	○ 拡充 ○		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県内の医療提供体制の強化のために、H26より神戸大学の地域医療活性化センターのシミュレーター機器等を活用した研修を実施								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	医師派遣等推進事業		担当者電話番号	医師確保対策係 078-362-3243					
事業目的	医師不足が深刻な病院に対し医師派遣を行うことで医師不足を緩和する。								
事業内容	①補助先：医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う医療機関 ②補助対象経費：医師派遣に伴う逸失利益相当額 ③対象人数：延べ240人月（20人×12月） ④補助率：1/2				事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 15,692千円		(0千円) 150,000千円		(0千円) 150,000千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	16,493千円	従事人員 0.1人	150,790千円	従事人員 0.1人	150,791千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	医師不足が深刻な病院に対し医師派遣を行うことで医師不足を緩和する。			[目標設定理由] 地域偏在、診療科偏在の解消のため（重点プログラム）					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	本事業による医師派遣数	20人	毎年度	3.2人 (5,090千円)	4.7人 (31,947千円)	20.0人 (7,540千円)	16.2%	23.6%	100.0%
人口10万人あたり医師数（医師不足病院の勤務環境改善に伴う県内定着効果）	260.0人 〔237.9人 245.3人〕	H30 〔H24 H26〕	237.9人 (69千円)	-	245.3人 (615千円)	91.5% 〔100.0%〕	-	94.3% 〔100.0%〕	
評価結果	必要性	・本県のへき地においては医師の不足が深刻であり、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態であるため、医師の地域偏在対策のため、県が実施するもの							
	有効性	・医師不足の病院への医師派遣を促進できることから、医師の地域偏在・診療科偏在への対応として有効である。 ・また、医師の派遣により、派遣先病院の勤務医の負担が軽減することから、労働環境の悪化から生じる職場離れへの対応にも有効である。							
	効率性	・限られた数の医師のマンパワーを有効に活用して医師不足病院を支援することに加え、医師の派遣に伴う派遣先病院の労働環境の改善により職場定着に繋がることから、効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題（医師の地域偏在）への対応として実施するもの							
	受益と負担の適正化	・事業者に一定の負担を求めている（1/2相当）							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	偏在の解消のため継続実施。								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	大学医学部への特別講座の設置		担当者電話番号	医師確保対策係 078-362-3243					
事業目的	①へき地医療の質の向上のために地域の実情を踏まえた新しい医療のあり方を研究 ②へき地勤務医の安定的な確保								
事業内容	①特別講座設置数：4講座（神戸大1、兵庫医大2、大阪医大1） ②活動内容：診療現場をフィールドとして、地域医療に従事する医師への支援や新しい医療のあり方を研究			事業開始年度	平成17年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(82,500千円) 82,500千円		(80,000千円) 130,000千円		(50,000千円) 125,000千円			
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	84,102千円	従事人員 0.2人	131,580千円	従事人員 0.2人	126,583千円 0.2人			
事業の目標	本事業による講座設置数 人口10万人あたり医師数			[目標設定理由] へき地勤務医の安定的な確保、へき地医療の充実に向け新しい医療のあり方を研究するため、大学への特別講座設置数を目標とするとともに、講座教員による診療支援は、へき地医療機関勤務医の負担軽減に繋がり医師の職場離れを一定程度解消することが期待されることから、人口10万人あたり医師数を目標とする。 (重点プログラム)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	本事業による講座設置数	4講座	毎年度	3講座 (28,034千円)	3講座 (43,860千円)	4講座 (31,646千円)	75.0%	75.0%	100.0%
人口10万人あたり医師数(医師不足病院の勤務環境改善に伴う県内定着効果)	260.0人 (237.9人 245.3人)	H30 (H24 H26)	237.9人 (354千円)	-	245.3人 (516千円)	91.5% (100.0%)	-	94.3% (100.0%)	
評価結果	必要性	・本県のへき地においては医師の不足が深刻であり、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態であるため、医師の地域偏在対策のため、県が実施するもの							
	有効性	・地域における研究は、臨床を通じて実施されることから、へき地医療機関の医療提供体制の強化に資する即効的な支援として有効である ・また、医師不足病院での診療支援により、研究拠点病院の勤務医の負担が軽減することから、労働環境の悪化から生じる職場離れへの対応にも有効である。							
	効率性	・へき地医療機関での臨床支援により、へき地医療機関の医療提供体制の強化が図れること、また、臨床支援に伴う研究拠点病院の労働環境の改善により職場定着に繋がること、加えて、臨床を通じた研究成果が各大学を通じて全県に還元されることから、効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題(医師の地域偏在)への対応として実施するもの							
	受益と負担の適正化	・県の施策として、医師が特に不足する但馬、丹波、中播磨及び西播磨地域のへき地において研究・診療を進めているもの。							
方向性	新規	Ⓢ 拡充 Ⓢ		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善  その他			
説明	平成26年度より新たに大阪医科大学に特別講座を設置し、中播磨及び西播磨地域のへき地において臨床を通じた地域医療研究を実施								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	へき地診療所運営費補助		担当者電話番号	医師確保対策係 078-362-3243					
事業目的	へき地診療所への支援により、安定的なへき地医療提供体制の構築を図る。								
事業内容	①補助先：へき地診療所等（国民健康保険直営診療所を除く。） ②補助対象経費：へき地診療所の運営費にかかる経費 ③補助率（負担割合）：2/3（国2/3、事業者1/3）				事業開始年度	昭和31年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 6,249千円		(0千円) 7,108千円		(0千円) 7,521千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	7,050千円	従事人員 0.1人	7,898千円	従事人員 0.1人	8,312千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	へき地診療所への支援により、へき地診療所の継続的な運営を確保し、安定的なへき地医療提供体制の構築を図る			[目標設定理由] 医療提供体制が脆弱なへき地における診療体制を確保するため（重点プログラム）					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率（％）		
		目標値	年度				H24	H25	H26 (目標)
	対象診療所での診療日数	440日 (H24:200日)	毎年度	200日 (35千円)	440日 (18千円)	440日 (19千円)	100.0%	100.0%	100.0%
人口10万人あたり医師数（医師不足病院の勤務環境改善に伴う県内定着効果）	260.0人 (237.9人 245.3人)	H30 (H24 H26)	237.9人 (30千円)	-	245.3人 (34千円)	91.5% (100.0%)	-	94.3% (100.0%)	
評価結果	必要性	・へき地診療所は、近隣に他の医療機関がない地域に唯一の医療機関であるが、地理的な要因から財政基盤が非常に脆弱であることから、安定的・継続的なへき地医療提供体制の確保のため県が支援するもの							
	有効性	・へき地診療所は、近隣に他の医療機関がない地域に唯一の医療機関であるが、地理的な要因から財政基盤が非常に脆弱であることから、安定的・継続的なへき地医療提供体制の確保の面から、県が支援することは有効である							
	効率性	・へき地診療所への運営支援は、一定の基準金額を設定したうえで実施しているものであり、へき地診療所の経営努力を求めている点から効率的である ・不採算となる診療所が増える見込みのため事業費が増加し、指標1単位あたりのコストが増加する。							
	民間・市町との役割分担	・へき地診療所は、近隣に他の医療機関がないために、当該地域の医療提供体制を確保する観点から、市町が設置しているものであり、適切な役割分担のもと実施されている							
	受益と負担の適正化	・へき地診療所への運営支援は、一定の基準金額を設定したうえで実施しているものであり、へき地診療所の経営努力を求めている点から受益と負担は適正である							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
説明	へき地医療提供体制確保のため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名		健康ひょうごの推進		所管部局課名	健康福祉部健康増進課					
事業名		歯及び口腔の健康づくり推進事業		担当者電話番号	健康づくり推進係 078-362-9109					
事業目的		健康づくり推進条例第9条に基づき、基本計画（平成23年度）を受けて策定された実施計画である「健康づくり推進実施計画」に示した課題に対する目標や推進方策を中心に、ライフステージに応じた施策を展開することにより、県民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図る。								
事業内容		①8020運動推進部会等の開催(H23年度～) ②親子の歯の健康づくり教室の開催(H23年度～) ③事業所歯科健診推進事業(H22年度～) ④専門的歯科保健対策事業(H17年度～) ⑤要介護者に対する口腔ケア等指導事業(H25年度～) ⑥医科歯科連携推進事業(H23年度～) ⑦8020運動推進員養成事業(H23年度～) ⑧保健所等歯科衛生士、地域活動歯科衛生士研修会等の開催(H18年度～)			事業開始年度	平成17年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(1,294千円) 7,759千円		(1,035千円) 7,242千円		(985千円) 6,551千円				
	人件費②	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円	従事人員 1.0人	7,913千円	従事人員 1.0人			
	総コスト(①+②)	15,767千円	従事人員 1.0人	15,140千円	従事人員 1.0人	7,913千円	従事人員 1.0人			
事業の目標		①乳幼児期のむし歯の予防		[目標設定理由]乳歯と永久歯のむし歯には強い関連が認められるなど、乳幼児期は歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いため。(兵庫県健康づくり推進実施計画)						
		②学齢期におけるむし歯の予防		[目標設定理由]永久歯が生えてから比較的短期間に急速にむし歯が増加していることから、12歳児におけるむし歯数を減少させていくことを目標として、永久歯のむし歯を予防していく必要があるため。(兵庫県健康づくり推進実施計画)						
		③成人期の歯周病の予防		[目標設定理由]この時期に歯周病の予防、進行防止を徹底することが歯の喪失防止にも重要であるため。(兵庫県健康づくり推進実施計画)						
		④歯の喪失防止		[目標設定理由]歯の健康が生活の質を確保するための基礎となる重要な要素であるため。(兵庫県健康づくり推進実施計画)						
目標の達成度を示す指標		指標名	目標	24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
			目標値	年度			H24	H25	H26	
		①3歳児のむし歯のない人の割合の増加	87%以上	H29	84% (一千万円)	87% (一千万円)	87% (一千万円)	96.6%	100.0%	100.0%
		②12歳児での一人平均むし歯数の減少	1歯未満	H29	1.11歯 (一千万円)	1.02 (一千万円)	1.00 (一千万円)	90.1%	100.0%	100.0%
		③40歳で28歯以上、50歳で25歯以上、60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	40歳：77%以上 50歳：92%以上 60歳：73%以上	H29	40歳：－ 50歳：－ 60歳：－ (一千万円)	40歳：77% 50歳：92% 60歳：73% (一千万円)	40歳：77% 50歳：92% 60歳：73% (一千万円)	40歳：－ 50歳：－ 60歳：－ 100.0% 100.0% 100.0%	40歳：100.0% 50歳：50歳：100.0% 60歳：60歳：100.0% 100.0%	
		④70歳で22歯以上、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加	70歳：64%以上 80歳：42%以上	H29	70歳：－ 80歳：－ (一千万円)	70歳：64% 80歳：42% (一千万円)	70歳：64% 80歳：42% (一千万円)	70歳：－ 80歳：－ 100.0% 100.0%	70歳：70歳：100.0% 80歳：80歳：100.0% 100.0%	

評価結果	必要性	県が定める「健康づくり推進実施計画」の目標を達成するため、市町、関係団体等が実施する事業に加え、総合的かつ効果的に乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した歯の健康づくりを推進することが必要である。						
	有効性	前計画「歯の健康づくり計画」改定時(H18)の目標指標については、計画に基づいた歯科保健対策の実施等により、全て改善した。新たに策定した「健康づくり推進実施計画」の「歯及び口腔の健康づくり」についても同様に、平成29年度に向けた新たな目標値を設定し、引き続き、歯科保健対策等の実施による目標達成をめざす。						
	効率性	事業を実施するに当たっては、できる限り実績とノウハウをもった団体に委託、また、専門的かつ技術的な事業のみを行うなどにより効率性を図っている。						
	民間・市町との役割分担	身近で頻度の高い歯科保健サービスは、市町の役割として主体的に取り組むべきであるが、県は県民の生涯を通じた歯科保健対策を総合的かつ計画的に推進する立場から、市町、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携しながら、地域歯科保健体制の整備、人材の育成・活用、健康福祉事務所における歯科保健業務を実施する。						
	受益と負担の適正化							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他
説明	平成23年4月に健康づくり推進条例を施行し、その条例の中で歯及び口腔の健康づくりを重点施策の1つとして位置づけ、積極的に推進していくこととしている。							



事務事業評価資料

施策名	健康ひょうごの推進		所管部局課名	健康福祉部健康増進課						
事業名	まちの保健室推進事業		担当者電話番号	保健指導係 078-362-3250						
事業目的	健康上の課題をもつ高齢者や孤立しがちな親子等に身近な場で気軽に相談に応じることで、健康的な生活を保持する。									
事業内容	(1)「まちの保健室」の開設 ①実施主体：兵庫県看護協会 ②目標開設力所数 615 (H26：看護協会財源含む) ③活動形態：拠点開設（生活に身近な場所で定例開設）、出前隊（地域で開催されるイベントに看護職を派遣する健康相談）、キャラバン隊（復興支援住宅における閉じこもりがちな高齢者宅の訪問） (2)専門健康相談の開設 (3)健康講習会・介護予防教室の開催 (4)卒後教育モデル事業 (5)健康危機時における相談支援 (6)健康福祉事務所による開設支援			事業開始年度	平成16年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	6,440千円		6,440千円		6,440千円				
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 従事人員 0.5人				
	総コスト(①+②)	10,444千円	従事人員 0.5人	10,389千円	従事人員 0.5人	10,397千円 従事人員 0.5人				
事業の目標	「まちの保健室」相談件数の増加			【目標設定理由】 ・高齢者の閉じこもりや育児不安、健康課題の放置等の状態にある住民が相談につながることにより、健康的な生活が保持できる。（兵庫県健康づくり推進実施計画）						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	「まちの保健室」開設数	開設数 615か所	H26	597か所 (17千円)	607か所 (17千円)	615か所 (17千円)	100.4%	100.4%	100.0%	
「まちの保健室」相談件数	相談件数 50,000人 (1か所約80件)	H26	32,759人 (0.3千円)	35,000人 (0.3千円)	50,000人 (0.2千円)	80.3%	70.0%	100.0%		
評価結果	必要性	高齢者の閉じこもり予防や子育て支援として、身近な場で気軽に、看護職等による相談を受けられる場合は、重要である。								
	有効性	震災後に残された課題である「高齢者の見守りと自立支援」に必要な相談支援の仕組みとして定着しており、高齢者自立支援ひろばにおける専門的役割としての協働を求められている。 また、毎年10,000件以上の育児相談にも対応しており（24年度10,948件）、事業実施の効果が認められる。								
	効率性	運営費補助として、1カ所あたり20,000円（県下322カ所分）を助成しているが、1カ所あたり相談件数は55件（24年度、相談件数合計32,759、設置箇所数597）の実績があり、事業の目的達成のための支出は効率的に行われている。								
	民間・市町との役割分担	政令市・中核市における開催分は、運営補助の対象外としている。また、看護協会の各支部をはじめ、市町、社会福祉協議会、理学療法士会、各看護系大学等が、それぞれの機能を発揮できるよう役割分担することにより、まちの保健室の効果的な運営を支援している。								
	受益と負担の適正化	健康上の課題をもつ高齢者や孤立しがちな乳幼児家庭に対して、身近な場で気軽に相談に応じることにより、閉じこもりや要介護状態への進展、子育ての孤立化や虐待など、少子高齢化社会における課題に働きかける事業であることや、住民同士や地域の関係者と交流が図られ地域づくりにつながっていることから、受益と負担の適正化は図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	生活習慣病の予防や高齢者の介護予防、孤立化する乳幼児家庭の支援など、地域の健康ニーズに対応するため、平成24年度から運営支援箇所数を拡充している。 【運営支援箇所数】 322箇所（平成23年度：272箇所）									

事務事業評価資料

施策名	健康ひょうごの推進		所管部局課名	健康福祉部健康局受動喫煙対策室					
事業名	受動喫煙の防止等に関する条例推進事業		担当者電話番号	施設相談係 078-362-9153					
事業目的	受動喫煙が健康に与える悪影響と受動喫煙の防止等に関する条例内容について、健康ひょうご21県民運動とも連携しつつ更なる周知及び条例の円滑な推進を図るとともに、分煙措置を講じる施設管理者の取組を支援する。								
事業内容	(1) 県民運動キャンペーンの展開 ① 受動喫煙防止アドバイザー研修の実施 ② ポスター、チラシ、啓発用ティッシュの作成・配布等 (2) 禁煙・受動喫煙対策の促進 ① 施設管理者等説明会及び喫煙防止教室の開催 (3) 分煙設備を設ける施設管理者に対する支援 ① 喫煙室設置等に対する支援 ② 分煙アドバイザーの設置 (4) 客室面積等の確認調査			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	96,879 千円 98,632 千円		303,375 千円 303,895 千円		79,570 千円 81,065 千円			
	人件費②	75,275 千円	従事人員 9.4人	74,241 千円	従事人員 9.4人	74,382 千円 従事人員 9.4人			
	総コスト(①+②)	173,907 千円	従事人員 9.4人	378,136 千円	従事人員 9.4人	155,447 千円 従事人員 9.4人			
事業の目標	重点施設(大規模(客室面積100㎡超等)飲食店、宿泊施設)における条例規制内容の遵守			[目標設定理由]左記施設にあっては、実態として受動喫煙対策が十分に進んでおらず、かつ、対策を講じることについての利用者のニーズも高いことから、重点的に普及啓発・条例遵守を図ることが必要であるため(兵庫県健康づくり推進実施計画)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	分煙設備整備(客室面積100㎡超等の飲食店、宿泊施設)に係る補助金の利用件数	200 件 100 件	H24, 25 H26, 27	62 件 (2,805 千円)	200 件 (1,891 千円)	100 件 (1,554 千円)	31.0% 100.0%	100.0%	100.0%
客室面積100㎡超等の飲食店、宿泊施設の建物内禁煙又は区域分煙措置の実施率	100%	H29	28.2% (-千円)	65.0% (-千円)	75.0% (-千円)	28.2%	65.0%	75.0%	
評価結果	必要性	たばこの煙が、人の健康に悪影響を及ぼすことから、受動喫煙の防止等に関する取組を推進してきたが、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っている現状がある。このため、より実効性の高い受動喫煙対策として、「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定した。同条例の平成26年4月からの全面適用に伴い、更なる周知及び分煙措置を講ずる飲食店等の施設管理者への支援等により、条例の実効性を高め、県民の健康で快適な生活の維持を図る必要がある。							
	有効性	条例では、各種サービス施設等(客室面積100㎡超の飲食店等)の施設管理者に禁煙又は分煙措置を義務付けることにより、新たな分煙設備の整備が必要となる場合があることから、経営基盤が小さい施設管理者の改修経費の負担を軽減することで、条例のより円滑な施行を図ることができる。							
	効率性	分煙設備整備に係る補助金の単価(3,000千円×1/4=750千円)は、複数の専門施工業者の意見を参考に標準的な工事費を算出したものであり、大規模施設においては、複数の喫煙室等を整備することもあるため、同補助金の一件当たりの上限金額(5,000千円×1/4=1,250千円)は効率的である。また、早期対応へのインセンティブが働くよう、条例の規制適用前は補助率1/2としていたところ、適用後は補助率を1/4に引き下げる予定である。							
	民間・市町との役割分担	不特定又は多数の者が利用する屋内空間に係る喫煙については、県が条例で規制しているものであり、民間が実施すべきものではない。							
	受益と負担の適正化	重点施設等の禁煙、分煙を推進することにより、受動喫煙による一般県民の健康被害を防止することができる。また、分煙設備整備には自己負担があり、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長 終期設定			
	説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他			
説明	「受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年3月公布)」に基づき継続して実施								

事務事業評価資料

施策名	健康ひょうごの推進		所管部局課名	健康福祉部健康局健康増進課					
事業名	企業との協働による健康づくり促進事業		担当者電話番号	健康づくり推進係 078-362-9109					
事業目的	健康づくりに関心の薄い働き盛り世代の取組を促進するため、積極的に従業員及び家族の受診促進などの健康づくりに取り組もうとする企業を「健康づくりチャレンジ企業」として登録し、健康情報の提供、専門人材の派遣や健康教室を実施した場合の助成等の支援を行うことにより取組を促進する。								
事業内容	(1)健康づくりチャレンジ企業の募集・登録と活動促進 (2)健康づくりチャレンジ企業への受診促進事業 ①企業担当者への研修等 ②従業員・家族向けの受診啓発支援事業 ③健診後のフォローアップ事業 ア健康マイプランの推進 イ健康スポーツ医の派遣 (3)スマートフォン等で利用できる健康チェックツールの開発・普及			事業開始年度	平成25年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(11,132千円) 17,500千円		(17,605千円) 20,499千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	15,796千円	従事人員 2.0人	15,826千円 2.0人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	33,296千円	従事人員 2.0人	36,325千円 2.0人			
事業の目標	①積極的に健康づくりに取り組む企業の増加			【目標設定理由】中小企業が多く加入している協会けんぽと健保組合被扶養者の特定健診受診率が低く、健康づくりに関する取組を推進する必要があるため(安全元気ふるさとひょうご実現プログラム)					
	②従業員や家族の健診受診促進や生活習慣改善などの健康づくりの促進			【目標設定理由】働き盛り世代からの健康づくりを促進することで、生活習慣病の予防等を図る必要があるため(安全元気ふるさとひょうご実現プログラム)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	健康づくりチャレンジ企業の登録数	1,000社	H29	- (-千円)	135社 (157千円)	350社 (78千円)	-	13.0%	30.0%
	健康づくりに関する事業についての費用補助件数	50社	H26	- (-千円)	33社 (392千円)	50社 (259千円)	-	47.1%	100.0%
	特定健診受診率	70%	H29	44.9%	46.0%	54.9%	64.1%	65.7%	78.4%
	特定保健指導終了率	45%		17.5%	16.7%	28.5%	38.9%	37.1%	63.3%
評価結果	必要性	中小企業の従業員・家族を中心に働き盛り世代の健診受診率が低調であるため、これまで県民運動と行政の両輪で推進してきた「健康ひょうご21大作戦」を、企業を加えて新たな体制に充実強化し取り組む必要がある。							
	有効性	経営基盤が脆弱な中小企業を中心に、健康教室等に関する費用の負担を軽減することで、従業員及び家族への健康づくりの取組を推進することができる。							
	効率性	事業実施にあたっては、できる限り実績とノウハウをもった専門職を有する団体と協力し、企業の健康づくりを支援する。							
	民間・市町との役割分担	①労働安全衛生法に基づく事業主健診と、医療保険者が実施する特定健診があるが、十分な連携が進んでおらず、特定健診受診率が低迷する一因ともなっている。事業主への支援を行うことで、医療保険者との連携を促進し、従業員・家族の健康づくりの取組が推進されることが見込まれる。 ②県は県民の生涯を通じた健康づくり対策を総合的かつ計画的に推進する立場から、関係機関間で連携しながら、体制整備、人材の育成・活用等の健康づくり対策を実施する。							
	受益と負担の適正化	チャレンジ企業が企画・総括する健康づくり事業を推進するため、一定の経費を負担している。							
実施方針	方向性	新規	（拡充）	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	健康づくりチャレンジ企業の登録企業が利用できる受診啓発支援事業の拡大・充実や、手軽な健康チェックツールの開発など、働き盛り世代の健康づくりをより一層促進できるよう、拡充する。								

事務事業評価資料

施策名	疾病対策等の推進		所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課					
事業名	インターフェロン等医療費助成		担当者電話番号	難病係 078-362-3245					
事業目的	①国内最大級の感染症であり、肝がん、肝硬変に進行する疾患であるB型・C型ウイルス性肝炎の根治を促進する。 ②B型・C型ウイルス性肝炎の早期治療により肝がん・肝硬変などの重篤な病状への進行を防ぐ。								
事業内容	①助成対象：B型・C型ウイルス性肝炎患者のうち、インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を希望する者 ②助成対象経費：B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療に係る治療費 ③費用負担：国1/2、県1/2			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(311,577千円) 623,154千円		(391,406千円) 799,038千円		(325,758千円) 665,024千円			
	人件費②	7,207千円	従事人員 0.9人	7,108千円	従事人員 0.9人	7,121千円 0.9人			
	総コスト(①+②)	630,361千円	従事人員 0.9人	806,146千円	従事人員 0.9人	672,145千円 0.9人			
事業の目標	インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を必要とするすべてのB型・C型ウイルス性肝炎患者へ医療費助成を行う事での治療機会の提供し、肝がん・肝硬変などの重篤な病状への進行を防ぐ。			[目標設定理由]適切な医療を受療することにより、重篤な病状への進行を防止し、肝がんによる死亡者数の減少を図ることができる。そのために、医療費助成を県内すべての患者を対象に行う必要がある。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度見込み	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	がん患者75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)	4.6人	H29	6.9人 (91,357千円)	6.4人 (125,960千円)	5.9人 (113,923千円)	66.7%	71.9%	78.0%
受給者数(累計)	40,096人	H33	9,908人 (432千円)	11,256人 (598千円)	12,787人 (439千円)	24.7%	28.1%	31.9%	
評価結果	必要性	・インターフェロン治療は治療費が高額であり、また、核酸アナログ製剤治療もインターフェロン治療と比較すれば安価であるが、治療が長期に及ぶことから累積の医療費が高額となるため、治療促進のためには医療費の助成が必要である。							
	有効性	・平成20～25年度で約1万1千人の患者が医療費の助成によりインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を実施する見込であり、慢性肝炎の治療が着実に進むことにより重篤な病状への進行を防いでいる。 ・平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、医療費負担の軽減並びに受診機会の確保を図ることとされており、平成22年度以降、順次、新たな治療薬の承認や助成対象医療の拡大など制度の充実が図られた。また、「肝炎研究7カ年戦略」の見直しが行われ、平成24年度を初年度とする新たな「肝炎研究10カ年戦略」が策定された。							
	効率性	・インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療は他の治療法と比較しても、短期間で慢性肝炎を治癒することも可能で、肝がん・肝硬変への進行を防ぐ最も有効な治療法である。							
	民間・市町との役割分担	・国実施要綱に基づき、県が事業主体となって実施している。実施にあたっては、保健所設置市(神戸市ほか3市)に申請書等の受理事務を移譲し、また、医療費の請求及び審査・支払事務は、国保連合会等の審査支払機関に委託するなど、適切な役割分担により推進している。							
	受益と負担の適正化	・受給者の認定は専門医で構成される審査会の審査に基づいて適正に行っており、受給者には、世帯の所得に応じて適正な一部自己負担金を求めている。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	国内最大の感染症である肝炎について、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を、必要とする全ての肝炎患者が治療を受ける体制を整えるため、国事業計画に基づき引き続き事業を推進する。 【国事業計画】 対象期間：平成20年4月から平成34年3月までの14年間 対象者：70万人								

事務事業評価資料

施策名	疾病対策等の推進		所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課						
事業名	がん診療連携拠点病院機能強化事業 県指定がん診療連携拠点病院支援事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-3202						
事業目的	①がん診療連携の円滑な実施 ②どこに住んでいても質が高く安心して療養できるがん医療の提供体制の確立									
事業内容	(1)補助額 (ア) 地域がん診療連携拠点病院：8,000千円 (イ) 県指定がん診療連携拠点病院：1,000千円 (2)費用負担 (ア) 国1/2、県1/2 (イ) 県10/10			事業開始年度	国指定： 平成19年度 県指定： 平成23年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額	平成26年度当初予算額						
	事業費①	(33,000千円) 61,000千円	(35,000千円) 63,000千円	(33,000千円) 61,000千円						
	人件費②	5,606千円	5,529千円	5,539千円	従事人員 0.7人	従事人員 0.7人				
	総コスト (①+②)	66,606千円	68,529千円	66,539千円	従事人員 0.7人	従事人員 0.7人				
事業の目標	①2次医療圏域に1箇所以上(必要な圏域には複数箇所)の拠点病院の整備			[目標設定理由] 住民がその生活圏域の中で質の高いがん治療を受けられる体制を確保するため、10箇所の2次医療圏全てに拠点病院を配備する体制を維持する。						
	②がんによる死亡者(75歳未満年齢調整死亡率)の減少			[目標設定理由] がん医療水準の均てん化推進等により、がんによる死亡者の減少が期待できる。						
	③緩和ケア研修会の実施			[目標設定理由] 県内のどこでも緩和ケアをがん診療の早期から適切に提供するために、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケアの重要性を認識し、その知識や技術を取得する必要がある。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)	
	指定医療圏域数	10圏域	H29	10圏域 (6,661千円)	10圏域 (6,853千円)	10圏域 (6,654千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
	75歳未満年齢死亡率の減少	67.9人	H29	82.7人 (805千円)	79.7人 (860千円)	76.7人 (868千円)	34.5%	47.8%	61.1%	
緩和ケア研修会修了者数(累計)	3,000人	H29	1,741人 (160千円)	1,990人 (275千円)	2,240人 (266千円)	58.0%	66.3%	74.7%		
評価結果	必要性	・二次医療圏域や医療施設間の各レベルでがん医療水準の格差が存在しており、どこに住んでいても質が高く安心して療養できるがん医療の提供体制を確立するため、地域連携の拠点となるがん診療連携拠点病院の機能を強化する必要がある。								
	有効性	・75歳未満がん死亡者数の減少や、がん診療連携拠点病院における地域連携クリティカルパス <sup>※</sup> の検討、緩和ケア研修修了者数など、事業実施の効果が現れている。 ※急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。								
	効率性	がん診療連携拠点病院において、がん相談支援センターの設置や医療従事者の研修等を実施することにより、各医療圏の医療水準の向上、均てん化が図られる。								
	民間・市町との役割分担	・「がん対策基本法」において、地域に即したがん対策を講じるのは都道府県の責務とされており、また、国の指針に基づき、がん診療連携拠点病院の整備は県の責務であることから、市町の枠を超えた医療圏域における兵庫県指定がん診療連携拠点病院の整備は県において実施することが妥当である。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	(継続)		実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県民がその生活圏域の中で質の高いがん治療を受けられる体制を確保するため、引き続き事業を実施する。									

# 事務事業評価資料

施策名	疾病対策等の推進		所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課							
事業名	企業における女性特有のがん検診受診促進事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-3202							
事業目的	①女性特有のがん検診受診率の向上 ②中小企業が積極的かつ継続的に女性特有のがん検診にかかる「受診しやすい環境づくり」に取り組むことを促進する										
事業内容	1)実施主体：健康づくりチャレンジ企業に登録した中小企業 2)補助対象：従業員等が負担した受診者負担額を中小企業が負担した場合の補助 3)補助額：乳がん検診、子宮頸がん検診にかかる自己負担額が2,000円以下→1,000円、2,000円超→1,500円の定額			事業開始年度	平成26年度						
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額					
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 14,287千円					
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	791千円 0.1人					
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	15,078千円 0.1人					
事業の目標	①がん検診費用補助に取り組む中小企業の増加			【目標設定理由】(目標値はチャレンジ企業登録目標数1,000社のうち中小企業数) 中小企業の多くが加入している協会けんぽでは、被扶養者のがん検診にかかる費用補助制度がなく、中小企業の費用補助制度の導入を促進するため。							
	②「受診しやすい環境づくり」に取り組む中小企業の増加			【目標設定理由】(目標値は650社のうち7割の実施) がん検診受診率の向上を図るため、受診のための休暇制度の創設等を促進するため。							
	③がん検診受診率の増加			【目標設定理由】(兵庫県がん対策推進計画による) がん検診の継続受診を定着させ、早期がん患者を発見し、がんによる死亡者を減少させるため。							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標(22年度)	達成率(%)				
		目標値	年度				H24	H25	H26		
	補助利用中小企業数	650社	H32	— (—千円)	— (—千円)	195社 (77千円)	—	—	30.0%		
	「受診しやすい環境づくり」取組事業所数	455社	H32	— (—千円)	— (—千円)	137社 (110千円)	—	—	30.1%		
国民生活基礎調査(3年毎)乳	50%	H29	—	—	(25.0%)	—	—	50.0%			
子宮頸	50%		— (—千円)	— (—千円)	— (—千円)				54.6%		
評価結果	必要性	中小企業の多くが加入している協会けんぽでは、被扶養者のがん検診にかかる費用補助制度がないため、その費用を補助することで受診者の負担を軽減し、中小企業が「がん検診を受診しやすい環境づくり」に積極的に取り組み、(中小)企業と自治体が一体となることががん検診受診率の向上を図る必要がある。									
	有効性	中小企業が従業員等に対し、がん検診受診にかかる費用補助のほか、休暇制度の創設など受診しやすい環境づくりに取り組むことが期待される。									
	効率性	市町が把握することが難しいがん検診対象者(特に被扶養者)に対し、中小企業が従業員の被扶養者に対し個別受診勧奨・再勧奨に取り組むことで、効率的に被扶養者にかかるがん検診受診促進が期待できる。									
	民間・市町との役割分担	被扶養者のがん検診については、市町が実施するがん検診を優先的に受診することとなり、中小企業がその受診者負担額にかかる費用を負担した場合に県が一部(定額)補助するため、それぞれの役割分担が図られている。									
	受益と負担の適正化	受診者には、居住する市町ががん検診の受診者負担を基準とした一部負担を求めている。									
実施方針	方向性	新規		拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止		縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI		負担割合変更	事務改善
説明	「兵庫県がん対策推進計画」に基づき、女性特有のがん対策を新規に実施。										



事務事業評価資料

施策名	健康ひょうごの推進		所管部局課名	健康福祉部健康局健康増進課					
事業名	勤労者健康づくり運動施設整備・運動教室等支援事業		担当者電話番号	健康政策係 078-362-9146					
事業目的	勤労者やその家族など、自身の健康に関心になりがちな働き盛り世代の県民の健康づくりを支援する。								
事業内容	チャレンジ企業や商店街振興組合等が実施する健康づくり施設・機器の整備や運動教室等の実施に対して、一定額を補助する。			事業開始年度	H26年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 66,000千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	1,583千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	67,583千円 0.2人			
事業の目標	運動を継続している人の割合の増加			[目標設定理由] 県民が身近に運動に取り組む環境の充実を図ることにより、生活習慣病予防に重要な運動習慣の定着を図る。(兵庫県スポーツ推進計画・安全元気ふるさとひょうご実現プログラム)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	運動を継続している人の割合(週1回以上)〔スポーツ推進計画〕	75%	H33	- (一千円)	- (一千円)	61.3% (一千円)	-	-	81.7%
運動施設整備等に取り組む企業数	245社	H32	- (一千円)	- (一千円)	35社 (1,930千円)	-	-	14.3%	
評価結果	必要性	働き盛り世代の生活習慣病を予防し、健康づくりへの取り組みを促進するために、職場など身近な場所で運動ができる環境の整備を支援する必要がある。							
	有効性	メタボリックシンドローム該当者は年々増加傾向にあり、肥満者の割合も30~50歳代にかけて急増しているため、運動施設の整備を支援することで、働き盛り世代が身近な場所で運動ができる環境の充実が図られる。							
	効率性	・施設の利用にあたっては、運動機器を3台以上設置することを条件とするなど、効率よく、一度に複数の者が利用できるように事業を実施している。 ・商店街振興組合等が本制度を活用して整備した施設については、地域住民も利用することができ、民間や市町の施設の利用などと併せ、利用機会が増えることにより、県民の健康づくりへの取り組みへの契機に繋がる。							
	民間・市町との役割分担	本事業で整備した運動施設において健康教室を実施する際に、「健康づくり推進サポート企業」などフィットネスクラブから専門講師の派遣や研修プログラムの提供を受けることで、健康づくりにおける適切な指導等を受けることができる。							
	受益と負担の適正化	整備する施設等の規模に応じて県補助は定額(必要経費の1/2相当)を補助するため、企業等にも応分の負担を求めている。							
実施方針	方向性	新規 廃止		拡充 縮小		継続 凍結(休止)		実施手法の見直し 延長 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI 負担割合変更 事務改善 その他	
説明	県民の健康づくりを支援するため、引き続き継続する。								

事務事業評価資料

施策名	健康ひょうごの推進		所管部局課名	健康福祉部健康増進課						
事業名	企業のメンタルヘルス等推進事業		担当者電話番号	健康づくり推進係 078-362-9109						
事業目的	職場におけるメンタルヘルス対策については、事業所の環境整備として取り組むことや、従業員個人への相談体制を充実させることが重要であることから、従業員やその家族のメンタルヘルスチェック等の実施を促進するとともに、企業及び従業員・家族へのフォローアップを実施する。									
事業内容	①メンタルヘルスチェック等事業（「健康増進プログラム」と「メンタルヘルスチェック」を併せて実施した企業に、経費の一定額を補助する。） ②中小企業のメンタルヘルス改善支援事業（産業カウンセラー等が中小企業に訪問し、相談等支援を行う。） ③仕事とこころの相談事業（メンタルヘルスチェックで要フォローと判定された者を支援するため、県下各地で精神科医等による対面相談会を実施する。）			事業開始年度	平成26年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	0千円		0千円		0千円				
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	8,704千円 1.1人				
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	114,804千円 1.1人				
事業の目標	①従業員のメンタルヘルスチェックの実施と日常生活の改善 ②企業および従業員・家族へのフォローアップの実施			【目標設定理由】メンタルヘルスの保持増進は、日常生活の改善と密接な関わりがあり、事業所の環境整備として取り組む必要があるため。（安全元氣ふるさとひょうご実現プログラム） 【目標設定理由】中小企業を対象に、メンタルヘルス対策の取組の促進を図るには、職場の相談体制を充実させることが重要なため。（安全元氣ふるさとひょうご実現プログラム）						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)	
	メンタルヘルスチェック等利用企業数	1,080社	H32	- (-千円)	- (-千円)	60社 (307千円)	-	-	5.6%	
	メンタルヘルス専門研修および管理監督職等に対する個別相談の利用企業数	975社	H32	- (-千円)	- (-千円)	195社 (400千円)	-	-	20.0%	
精神科医等による対面相談会の実施件数	4,200人	H32	- (-千円)	- (-千円)	600人 (31千円)	-	-	14.3%		
評価結果	必要性	精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど、企業におけるメンタルヘルス対策は非常に重要な課題となっているが、小規模事業場を中心に取組が遅れていることから、積極的に従業員の心の健康の保持増進に取り組む必要がある。								
	有効性	・「健康増進プログラム」と「メンタルヘルスチェック」を併せて実施した企業に経費の一定額を補助することにより、日常生活の改善と連動したメンタルヘルス対策の着実な進展が見込まれる。 ・職場のメンタルヘルス対策の取組が遅れている中小企業を対象に、フォローアップ事業を実施することで、より効果的に支援できる。								
	効率性	①メンタルヘルスチェック等事業に係る窓口、チェックシートの送付、料金徴収などの共通事務部分は、一本化を図り、効率的な運用を図る。 ②中小企業のメンタルヘルス改善支援事業の実施にあたっては、講演・研修と個別カウンセリングを、できる限り一回で行う等、効率的な運用を図る。								
	民間・市町との役割分担	①メンタルヘルスチェック等事業については、兵庫県健康財団およびこころのケアセンターと連携して実施。 ②中小企業のメンタルヘルス改善支援事業および③仕事とこころの相談事業については、民間専門機関に委託して実施。								
	受益と負担の適正化	メンタルヘルスチェック等事業においては、県・企業・本人が応分の負担するという考えから、補助額は全体費用の1/3とする。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	「健康づくり推進実施計画」で示された視点「民間企業との協働による健康づくりの仕組みの構築など社会環境の整備」に基づき、新たに実施。									

事務事業評価資料

施策名	消費生活の安全安心の確保		所管部局課名	健康福祉部生活消費局消費生活課						
事業名	くらしの安全・安心サポート体制強化事業		担当者電話番号	消費政策係 078-362-3376						
事業目的	複雑化・多様化する消費者トラブルの迅速な解決と未然・拡大防止									
事業内容	生活科学総合センター及び6地域消費生活センターで契約トラブルや製品の安全性等に関する相談への対応、市町消費生活センターへの支援を実施			事業開始年度	昭和40年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(32,731千円) 32,731千円		(26,183千円) 39,778千円		(18,653千円) 36,245千円				
	人件費②	11,211千円	従事人員 1.4人	11,057千円	従事人員 1.4人	11,078千円 従事人員 1.4人				
	総コスト(①+②)	43,942千円	従事人員 1.4人	50,835千円	従事人員 1.4人	47,323千円 従事人員 1.4人				
事業の目標	①消費者トラブルの解決率の向上			【目標設定理由】 消費者トラブルの解決により消費生活の安全安心を確保するため						
	②市町消費生活センターの相談対応力の強化			【目標設定理由】 住民が身近なところで円滑にトラブルの解決を図ることができる体制を確立するため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	①県の消費生活相談のあっせん解決率	あっせん解決率 90%	~H29	82.8% (一千円)	86.7% (一千円)	87.0% (一千円)	92.0%	96.3%	96.6%	
②市町の消費生活相談のあっせん解決率	あっせん解決率 95%	~H29	89.8% (一千円)	90.0% (一千円)	90.0% (一千円)	94.5%	94.7%	94.7%		
		※県・市町の相談件数1件当たりのコスト								
評価結果	必要性	複雑化・多様化する消費者トラブルへの対応を図るために、相談者への助言や事業者とのあっせん、市町消費生活センターへの支援を行うためには、専門的知識と経験を有する専門の相談員の設置が必要。								
	有効性	消費生活専門相談員や消費生活アドバイザー等の資格を有する専門の相談員を設置し、的確な助言・あっせん等を行うことでトラブルの解決が図られている。また、県民から寄せられた相談から、消費者トラブルの手口等を把握し、被害の未然・拡大防止のための啓発等につなげている。								
	効率性	市町相談員が一般的な相談に対応し、県相談員が専門的・広域的な相談に対応。市町への支援として、市町への助言を随時、専門的に行うサポートデスクの設置を継続するとともに、平成26年度からは、現場での実践力向上のための県相談員による巡回・OJTはセンター設置後間もない市町に重点化。								
	民間・市町との役割分担	消費者安全法に、消費者からの苦情相談等はまずは住民に身近な市町が担い、県は広域的・専門的な見地からの相談対応や、市町への技術的援助を行うことが規定されており、これに基づく役割分担のもと、県・市町が連携しながら対応。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	専門的・広域的な消費生活相談に対応するため、引き続き消費生活相談員を設置する。市町への支援として平成25年度に生活科学総合センターに設置した市町相談サポートデスクを継続し、商品技術・特定商取引法の運用、あっせん方法等の市町相談員への助言等を行う。また、平成26年度からは、県相談員による市町への巡回・OJTはセンター設置後間もない市町を重点的に実施する。									

事務事業評価資料

施策名	少子対策の推進		所管部局課名	健康福祉部健康局健康増進課					
事業名	特定不妊治療費助成事業		担当者電話番号	保健指導係 078-362-3250					
事業目的	経済的負担の軽減を図り、子どもを持つことを望む者が不妊治療を受ける機会を増やす。								
事業内容	①助成対象：配偶者間の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた者であって、所得額が夫婦合算して730万円未満の者 ②助成額：15万円/1回あたり（25年度より一部の治療区分は7.5万円/回） ③助成内容：○平成26年度に初めて申請する者 40歳未満は通算6回まで（年間制限なし） 40歳以上は通算5回まで （平成26年度年3回まで、平成27年度年2回まで） ○平成25年度までに既に助成を受けている者 平成26年度、27年度は通算5か年、10回まで（年2回まで） ④費用負担：基金1/2、県1/2			事業開始年度	平成16年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(197,718千円) 395,436千円		(184,076千円) 368,152千円		(206,505千円) 729,301千円			
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 0.5人			
	総コスト(①+②)	399,440千円	従事人員 0.5人	372,101千円	従事人員 0.5人	733,258千円 0.5人			
事業の目標	・出生数の増加			【目標設定理由】 ・子どもを持つことを望む者が必要な治療を受けることで出生数の増加が見込まれるため。 ・「新ひょうご子ども未来プラン」において、5年間で24万人の出生数を目標としている。（新ひょうご子ども未来プラン）					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	出生数(5年間(H23~H27))	単年度4.8万人 (5年間計24万人)	H27	46,436 (9千円)	48,000 (8千円)	48,000 (15千円)	96.7%	100.0%	100.0%
助成件数の増加	3,080件 3,388件 3,727件 4,099件 4,509件	H25 H26 H27 H28 H29	2,781 (144千円)	3,155 (118千円)	3,388 (217千円)	96.7%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれているなか、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、次世代育成支援の一環として必要である。							
	有効性	5年間(H23~27)で24万人の出生数の確保を目的としているが、単年度5万人の目標にほぼ達しており、長期間治療に取り組む夫婦や経済的理由から治療をあきらめざるを得ない夫婦に対し、本事業の効果が発現していると考えられる。 ※出生数(人) H21: 47,592 H22: 47,834 H23: 47,351 H24: 46,436 ※助成件数(件) H21: 1,935 H22: 2,306 H23: 2,516 H24: 2,781							
	効率性	国庫単備(※)を上限に対象者に助成する事業であるため、事業の目的達成のための支出は効率的に行われている。 国制度改正によりH26から県(基金)：政令市・中核市=1:1の負担割合で実施するため、事業費及び指標1単位あたりのコストが増加する。 ※1回あたり15万円。ただし、H25から凍結肺移植(採卵を伴わないもの)等による治療は、実際の治療費を勘案し、7.5万円/回に見直されている。							
	民間・市町との役割分担	事業実施にあたっては、県内の特定不妊治療実施医療機関の指定など統一的・専門的な調整を要するため、県及び保健所設置市で事業実施を行っている。							
	受益と負担の適正化	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に係る負担の一部に対し、少子化対策の観点から助成している事業である。							
実施方針	方向性	新規 拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止 縮小		統合 凍結(休止)		延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲		民間委託 PFI		負担割合変更 事務改善 その他			
説明	次世代育成支援の一環として特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課						
事業名	乳幼児等医療費助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3208						
事業目的	乳幼児等が必要な医療を受ける機会を確保									
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 小学3年生以下、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(2~3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県1/2・市町1/2、④一部負担金 通院800円・入院1割			事業開始年度	昭和48年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(3,340,960千円) 3,340,960千円		(2,970,137千円) 2,970,137千円		(3,053,602千円) 3,053,602千円				
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 0.5人				
	総コスト(①+②)	3,344,964千円	従事人員 0.5人	2,974,086千円	従事人員 0.5人	3,057,559千円 0.5人				
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要ときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			[目標設定理由]経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
	事業実施市町数	41市町	H26	41市町 (81,584千円)	41市町 (72,539千円)	41市町 (74,575千円)	H24	H25	H26	
評価結果	必要性	・乳幼児等の福祉の向上を図る必要がある。								
	有効性	・必要ときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。								
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。 ・受診件数の増により1市町あたり予算額は増加した。								
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。								
	受益と負担の適正化	・他の福祉医療制度を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	(継続)	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	こどもの健全育成と、子育て世代が安心して子育てできる環境の整備を図るため、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課					
事業名	まちの子育てひろば事業		担当者電話番号	子育て支援係 078-362-4185					
事業目的	① 子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換等を行える場の提供 ② 子育て家庭の育児不安の解消及び児童虐待の未然防止								
事業内容	①コーディネーターの配置による情報提供・運営相談等、②ひろばアドバイザー、「動く・こどもの館号」の派遣など専門家による支援			事業開始年度	平成14年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 58,761千円	(0千円) 58,985千円		(23,804千円) 47,607千円				
	人件費②	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円	従事人員 1.0人	7,913千円 従事人員 1.0人			
	総コスト(①+②)	66,769千円	従事人員 1.0人	66,883千円	従事人員 1.0人	55,520千円 従事人員 1.0人			
事業の目標	①まちの子育てひろば事業実施箇所数			[目標設定理由] 安全元気ふるさとひょうご実現プログラム 未就園児(0~3歳)に対し、受け入れに必要な箇所数					
	②専門家等派遣件数			[目標設定理由] ひろば等の相談機能を強化するための専門家派遣件数 全ひろばにのべ1回以上の派遣回数					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	ひろば開設か所数	2,210か所	H29	2,116か所 (32千円)	2,137か所 (31千円)	2,150か所 (26千円)	95.7%	96.7%	97.3%
専門家等派遣件数 (H24実績は計上方法が異なる)	2,300回	H29	2,796回 (24千円)	2,200回 (30千円)	2,225回 (25千円)	121.6%	95.7%	96.7%	
評価結果	必要性	・家庭や地域の子育て機能が低下している中で、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換や育児相談を行う等により、育児の不安感を解消する場が必要である。							
	有効性	・事業開始以来、ひろば数は着実に増え続けている。H25に策定した「新たな県政推進重点プログラム」に掲げる開設目標を達成している。 ・子育てサークル、地域団体、NPO等による主体的な開設・運営が全県で展開されている。							
	効率性	・指標の目標である「ひろば」の開設か所数は毎年2,000箇所以上を達成し、着実に増え続けており、支出は効率的に行われている。 指標1単位あたりのコストは減少しており、支出は効率的に行われている。							
	民間・市町との役割分担	・全県において、ひろばの定着・活性化のために広域調整や専門性の高い人材の派遣を行うものであり、県が事業主体となることが適当である。							
	受益と負担の適正化	・各ひろばの運営は、開設主体及び参加者によって全て自主的に運営されており、受益と負担の関係は適切である。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	家庭や地域の子育て機能が低下しているなかで、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換等を行える場として定着しており、事業ニーズも高いことから、引き続き事業を継続する。								



事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	放課後児童クラブの充実支援		担当者電話番号	児童政策係 078-362-3197					
事業目的	小学校就学後も引き続き安心して放課後を過ごすことができるよう、「小1の壁」の解消に向け、ニーズのある全小学校区での放課後児童クラブの開設と待機児童対策の促進を図る。								
事業内容	放課後児童クラブの整備・運営に要する経費の一部を補助 ①補助対象者 市町 ②補助対象経費 運営費・整備費の一部 ③補助率 2/3(国1/2・県1/2) ただし小規模児童クラブは1/2			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(392,213千円) 949,021千円		(463,037千円) 1,076,270千円		(486,052千円) 1,152,678千円			
	人件費②	5,606千円	従事人員 0.7人	5,529千円	従事人員 0.7人	7,913千円 1.0人			
	総コスト(①+②)	954,627千円	従事人員 0.7人	1,081,799千円	従事人員 0.7人	1,160,591千円 1.0人			
事業の目標	必要な全ての児童が児童クラブを利用できる環境を整える(放課後児童クラブを必要とする全校区で開設するとともに、利用児童が多い地域では複数クラブの開設を促進)。			[目標設定理由] 地域での放課後のこどもの安全・安心な居場所の確保の観点から必要な全ての児童が利用できるようにする。					
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	放課後児童クラブ箇所数	1,500箇所	H29	836箇所 (1,142千円)	853箇所 #####	880箇所 (1,319千円)	55.7%	56.9%	58.7%
小規模児童クラブ箇所数(放課後児童クラブの内数)	100箇所	H29	-	-	40箇所 (29,015千円)	-	-	40.0%	
評価結果	必要性	・少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化に伴い、児童の安全な居場所を確保し、健やかな育成を図る児童クラブの必要性が高まっている。							
	有効性	・開設箇所数は着実に増加しており、事業の進捗状況は良好である。 ・小規模児童クラブは、待機児童の解消や過疎地域での開設に有効である。							
	効率性	・国庫補助単価を適用し、適正なコストにより実施することとしている(国庫補助単価の増額改正や大規模クラブの適正規模への分割等により指標1単位あたりのコストは増加している)。 ・小規模児童クラブは既存の幼稚園等の活用を想定しており、効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・①児童クラブの設置運営は市町の役割である。②財源については、国・県・市で1/3(小規模児童クラブは県・市町で1/2)ずつとなっている。③県は専門的な立場からクラブ指導員等に対する研修を行っている。							
	受益と負担の適正化	・全体経費の概ね1/2を利用者負担、残りを公費負担としており、受益と負担の適正化が図られている。							
方向性	新規	○ 拡充 ○		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	就労等により昼間保護者が家庭にいない児童の安全で健やかな居場所として放課後児童クラブのニーズが高い。一方で、一部の校区での待機児童や、過疎地等における未開設校区への対策の必要があり、補助の対象を拡充して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進	所管部局課名	健康福祉部こども局児童課						
事業名	病児・病後児保育推進事業	担当者電話番号	こども園係 078-362-3215						
事業目的	保育所入所児童等が発病した場合に、預けることができる病児・病後児保育施設の運営に要する経費を助成することによって、働きながら安心して子育てのできる環境を整備する								
事業内容	病児・病後児保育施設の運営費を助成 ①補助対象者：病児・病後児保育を実施する保育所、医療機関等 ②補助対象経費：病児・病後児保育施設の運営費の一部 ③負担割合：国1/2、県1/2、市町1/2					事業開始年度	平成19年度		
	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
事業に要するコスト	事業費①	(28,979千円) 57,957千円	(27,677千円) 55,353千円		(33,374千円) 66,747千円				
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	58,758千円	従事人員 0.1人	56,143千円	従事人員 0.1人	67,538千円	従事人員 0.1人		
	事業の目標	ニーズのある全市町で病児・病後児保育事業を実施する。		【目標設定理由】 新ひょうご子ども未来プランによる					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26 (目標)
	施設設置市町数 (政令市・中核市は除く)	19市町	H26	15市町 (3,917千円)	16市町 (3,509千円)	19市町 (3,555千円)	40.5%	43.2%	100.0%
県内定員総数	169人	H26	141人 (417千円)	157人 (358千円)	169人 (400千円)	42.5%	47.3%	100.0%	
評価結果	必要性	・子どもが病気になると、完治するまで保育所等に登園させることができないため、仕事と育児の両立に大きな負担となることから、病児・病後児を保育する体制整備が必要である。							
	有効性	・病児・病後児保育の利用を希望する県民のニーズが高く、今後ニーズがある、事業未実施の市町を中心に、積極的に事業実施を推進していく必要がある。							
	効率性	・21年度より地域の全ての子どもを対象とする医療機関型(病児対応)、保育所等オープン型(病後児対応)に限り補助することとした。 ・複数市町による施設の共同運営も検討されており、効率化と対象地域の拡大を推進する。 ・なお、26年度は補助単価が病後児対応施設より高い、病児対応施設が増加したことから、コストが増加している。							
	民間・市町との役割分担	・保育対策等促進事業費補助金交付要綱(厚生労働省事務次官通知)により、国・県・市町が1/3ずつ経費を負担することとなっている。							
	受益と負担の適正化	・基本的に事業費全体の1/2を公費負担、1/2を利用者負担を想定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	仕事と家庭の両立に大きく寄与する事業であり、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進	所管部局課名	健康福祉部こども局児童課						
事業名	保育所分園推進事業	担当者電話番号	保育係 078-362-3199						
事業目的	① 待機児童の解消 ② 身近な地域における保育の実施を支援								
事業内容	○補助対象者 市町 ○補助基準額 経常分（運営に係る特別な経費）1,200千円/1箇所		事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(3,050千円) 6,099千円	(4,573千円) 9,146千円		(4,900千円) 9,800千円				
	人件費②	801千円 従事人員 0.1人	790千円 従事人員 0.1人		791千円 従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	(0千円) 6,900千円 従事人員 0.1人	9,936千円 従事人員 0.1人		10,591千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	①待機児童数		[目標設定理由]保育を必要とする全ての児童が利用できるようにする。(新たな県政重点プログラム)						
	②保育所・認定こども園の定員増加数		[目標設定理由]保育を必要とする全ての児童が利用できるようにする。(新たな県政重点プログラム)						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	待機児童数	0人	H29	802人 (-千円)	600人 (-千円)	400人 (-千円)	-	-	-
保育所・認定こども園の定員増加数 ※25年度以降は累計	9,000人	H30	3,011人 (2千円)	累計5,500人 (2千円)	累計8,000人 (1千円)	33.5%	61.1%	88.9%	
評価結果	必要性	当該事業による分園の推進は、待機児童の解消に必要不可欠である。							
	有効性	待機児童を抱える都市部の園庭が確保できない場所での保育の実施や定員割れが生じている過疎地域の保育施設の維持などにも活用でき、地域の実情に応じた保育の実施に有効である。							
	効率性	国の補助事業を活用して、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	市町に1/3の負担を求めており、適正な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	全体経費の1/2を公費(国、県、市町各1/3)、残りの1/2を利用者負担としており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	都市部における待機児童の解消、過疎地域における保育の継続を推進するために必要不可欠な方策であり、本事業は継続して実施する必要がある。								

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課						
事業名	子育てほっとステーション設置事業		担当者電話番号	子育て支援係 078-362-4185						
事業目的	① 子育て中の親子が気軽に買い物や遊びに出かけやすい環境を整備し、継続的な子育て支援事業の展開を支援する。 ② 商店街の空き店舗等を活用することで商店街等の活性化を図る。									
事業内容	商店街等の空き店舗等を活用し、「子育てほっとステーション」として親子がくつろげる場所や授乳スペース等を設置し、子育て支援に関する事業を実施するための経費の一部を助成			事業開始年度	平成21年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(7,395 千円) 7,395 千円		(12,500 千円) 12,500 千円		(15,000 千円) 15,000 千円				
	人件費②	2,402 千円	従事人員 0.3人	2,369 千円	従事人員 0.3人	2,374 千円 従事人員 0.3人				
	総コスト (①+②)	9,797 千円	従事人員 0.3人	14,869 千円	従事人員 0.3人	17,374 千円 従事人員 0.3人				
事業の目標	① 子育てほっとステーションの設置 ② 子育てほっとステーションを県内21市町へ設置			【目標設定理由】 ①安全元気ふるさとひょうご実現プログラムに記載 ②県内の過半数の市町へほっとステーションを設置						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	子育てほっとステーション設置数	60か所 (累計)	H29	5か所(累計38) (1,959 千円)	2か所(累計40) (7,435 千円)	6か所(累計46) (2,896 千円)	63.3%	66.7%	76.7%	
	子育てほっとステーション設置市町数	21市町 (累計)	H29	17市町 (576 千円)	17市町 (875 千円)	18市町 (965 千円)	81.0%	81.0%	85.7%	
評価結果	必要性	・県内の商店街、小売市場数に対して、子育てほっとステーションの設置数は依然として少なく、引き続き、子育て中の親子が気軽に買い物や遊びに出かけやすい環境を整備する必要がある。								
	有効性	・商店街の空き店舗、ショッピングセンターの空きスペース等で40か所が開設、運営されている。 ・子育てほっとステーションを活用した子育て支援のための自主的な活動も行われるなど、子育て支援に有効に活用されている。								
	効率性	・H25年度は家賃補助を補助対象外としたことにより、助成件数が減少し、指標1単位あたりのコストは上昇している。今後は、県内の商店街・商工会等により一層の周知を行い、助成件数の増加を図り、事業の効率化に努める。								
	民間・市町との役割分担	・全県で子育て親子を支援する気運を醸成するため、県が先導的に実施する必要がある。								
	受益と負担の適正化	・子育てほっとステーション開設のための経費の一部を助成するもので、開設後の運営は団体の自主財源で運営されるので、受益と負担の関係は適切である。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続		実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	子育て中の親子が気軽に買い物や遊びに出かけやすい環境を整備し、継続的な子育て支援事業の展開を支援するため、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	児童虐待・DV防止対策の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課						
事業名	児童虐待防止対策強化事業		担当者電話番号	児童福祉係 078-362-3182						
事業目的	①児童虐待の防止 ②児童虐待事案への的確な対応 ③家庭復帰後のフォローアップ									
事業内容	①こども家庭センターの相談機能の強化、②重大困難事案への適切な対応、③虐待した親等への家族再統合指導、④児童虐待防止24時間ホットラインの設置運営、⑤児童家庭支援センターの設置運営支援等			事業開始年度	昭和23年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額					
	事業費①	(146,677千円) 253,816千円	(121,087千円) 238,079千円		(137,060千円) 242,862千円					
	人件費②	20,020千円	従事人員 2.5人	19,745千円	従事人員 2.5人	19,783千円 従事人員 2.5人				
	総コスト(①+②)	273,836千円	従事人員 2.5人	257,824千円	従事人員 2.5人	262,645千円 従事人員 2.5人				
事業の目標	① こども家庭センターでの児童虐待相談での適切な対応の実施			【目標設定理由】 児童の健全育成の観点から、全ての児童虐待相談への適切な対応が必要なため。(新たな県政重点プログラム)						
	② 虐待の再発防止のための的確な家族再統合指導の実施			【目標設定理由】 保護された児童が家庭へ戻るために親等への家族再統合指導の実施が必要なため						
	③ 地域での相談体制の充実			【目標設定理由】 虐待の防止には地域での取組み強化が必要なため						
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	こども家庭センターでの児童虐待対応件数	2,000件	H26	1,767件 (155千円)	1,880件 (137千円)	2,000件 (131千円)	88.4%	94.0%	100.0%	
	虐待した親への指導件数	340件	H26	327件 (837千円)	340件 (758千円)	340件 (772千円)	96.2%	100.0%	100.0%	
児童家庭支援センター延べ相談件数	11,894件	H26	11,590件 (24千円)	11,741件 (22千円)	11,894件 (22千円)	97.4%	98.7%	100.0%		
評価結果	必要性	・児童虐待事案防止のための対策の推進及びこども家庭センター強化を図ることが必要である。 ・児童虐待防止法が改正され、こども家庭センターの立入調査権限等が強化されたことに的確に対応することが必要である。								
	有効性	・児童虐待相談に対する体制を整備し、相談・指導件数は前年度より増加傾向にあるが、適切に対応できている。								
	効率性	・25年度は、前年度に比べて、児童虐待対応件数が6%増であり、こども家庭センターの体制強化を行ったものの、1指標あたりのコストは減少している。 ・26年度には、平成25年度に策定した「家族支援のガイドライン(新・家族再統合支援プログラム)」に基づき、虐待をした親等への家族の再統合に向けた支援に取り組むものの、1指標あたりのコストは25年度並である。								
	民間・市町との役割分担	・比較的軽度な案件を取り扱う第一義的な窓口は市町、重度・困難事案については県(こども家庭センター)という役割分担を基本に、児童家庭支援センター(民間児童養護施設附置)が、24時間365日の体制で県・市町の相談支援をフォローアップしている。								
受益と負担の適正化										
実施方針	方向性	新規	拡充	継続		実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	複雑化、多様化する児童虐待事案に対応するため、こども家庭センターの体制を強化する。(平成25年度に策定した「家族支援のガイドライン(新・家族再統合支援プログラム)」に基づき、こども家庭センターを中心に、市町、施設職員が連携を強化し、子どもの安全確保を最優先としつつ、親等の養育力の向上、家族の再統合に向けた支援に取り組む)									

事務事業評価資料

施策名	児童虐待・DV防止対策の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	女性保護事業推進費			担当者電話番号	児童施設係 078-362-3198					
事業目的	①要保護女子等にかかる相談・更生指導 ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護									
事業内容	要保護女子及び配偶者からの暴力被害者に対する相談、自立支援に向けた助言指導・情報提供等						事業開始年度	昭和31年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額			平成25年度当初予算額			平成26年度当初予算額		
	事業費①	(26,487千円) 31,114千円			(25,406千円) 29,913千円			(25,015千円) 29,616千円		
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円	従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	31,915千円	従事人員 0.1人	30,703千円	従事人員 0.1人	30,407千円	従事人員 0.1人			
事業の目標	①相談業務の適切な実施				[目標設定理由]女性相談員等により、適切に相談対応を実施する必要があるため					
	②一時保護業務の適切な実施				[目標設定理由]女性保護業務嘱託員等により、適切に一時保護を実施する必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	女性相談員による相談件数(平日)	前年度並みの相談件数	H26	1,707件 (19千円)	1,464件 (21千円)	1,464件 (21千円)	104.5%	85.8%	100.0%	
一時保護件数	前年度並みの相談件数	H26	334件 (96千円)	294件 (104千円)	294件 (103千円)	99.4%	88.0%	100.0%		
評価結果	必要性	売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、女性家庭センターにおいて相談業務及び一時保護業務を実施するための体制が必要である。								
	有効性	相談件数及び一時保護件数は横ばい又は微減傾向にあるが、個々の要支援事案に対し適切な対応が図られており、事業実施の効果が認められる。								
	効率性	従前から最低限の人員体制で対応しており、その他の支出を含め効率的に実施されている。								
	民間・市町との役割分担	売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、相談業務及び一時保護業務は県の役割と規定されており、事業の実施主体として適切である。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	相談件数及び一時保護件数は横ばい傾向であるが、重篤事案が増加する状況にあるため、引き続き事業を継続する必要がある。									



# 事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課						
事業名	こども医療費助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3208						
事業目的	乳幼児等が必要な医療を受ける機会を確保									
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 小学4年生～中学3年生、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県1/2・市町1/2、④一部負担金 2割			事業開始年度	平成22年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 446,029千円		(0千円) 647,311千円		(0千円) 718,627千円				
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 0.5人				
	総コスト(①+②)	450,033千円	従事人員 0.5人	651,260千円	従事人員 0.5人	722,584千円 0.5人				
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要なときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			[目標設定理由]経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
	事業実施市町数	41市町	年度 H26	41市町 (10,976千円)	41市町 (15,884千円)	41市町 (17,624千円)	H24	H25	H26	
評価結果	必要性	・こどもの福祉の向上を図る必要がある。								
	有効性	・必要なときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。								
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。 ・受診件数の増により1市町あたり予算額は増加した。								
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。								
	受益と負担の適正化	・他の福祉医療制度を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。								
方向性	新規	拡充		(継続)		実施手法の見直し				
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長 終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI		負担割合変更 事務改善 その他	
説明	こどもの健全育成と、子育て世代が安心して子育てできる環境の整備を図るため、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	少子対策の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課					
事業名	出会いサポートセンター事業		担当者電話番号	少子政策係 078-362-4186					
事業目的	①「晩婚化・未婚化」の進行に対する取り組みとして、社会全体で結婚を支援 ②出会いイベント・個別お見合い紹介を通じて独身男女の出会いの場を提供								
事業内容	ホテル、レストラン等の協賛団体が企画・実施する出会いイベントの案内、個別お見合いの機会等を提供			事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(39,186千円) 41,314千円		(38,861千円) 40,566千円		(39,127千円) 39,127千円			
	人件費②	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円	従事人員 1.0人	7,913千円 従事人員 1.0人			
	総コスト(①+②)	49,322千円	従事人員 1.0人	48,464千円	従事人員 1.0人	47,040千円 従事人員 1.0人			
事業の目標	①成婚			【目標設定理由】 安全元氣ふるさとひょうご実現プログラムに記載					
	②出会いイベント開催			【目標設定理由】 成婚200組達成のためには、過去の開催数(H24:448回)以上の開催が必要となるため					
	③お見合い開催			【目標設定理由】 成婚200組達成のためには、地域出会いサポートセンターの開所日数を縮小したなかでも、過去の開催数(H24:3,965回)以上の開催が必要となるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	成婚数	200組	H29	190組 (260千円)	190組 (255千円)	200組 (235千円)	95.0%	95.0%	100.0%
	出会いイベント開催数	450回	H29	448回 (110千円)	450回 (108千円)	450回 (105千円)	99.6%	100.0%	100.0%
お見合い開催数	4,000回	H29	3,965回 (12千円)	4,000回 (12千円)	4,000回 (12千円)	99.1%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・少子化の大きな要因の一つである「晩婚化・未婚化」の進行に対する取り組みとして、独身男女に出会いの場を提供することが必要である。							
	有効性	・事業開始以来、成婚数・出会いイベント回数・お見合い開催数とも増加している。							
	効率性	・指標の目標である「成婚数」「出会いイベント開催数」「お見合い開催数」は増加しており、支出は効率的に行われている							
	民間・市町との役割分担	・出会いイベントやお見合い事業を実施している市町もあるが、独身男女に出会いの機会を広く提供するためには、全県レベルの実施が必要である。 ・出会いイベントは、ホテルやレストラン等の民間企業やNPO団体・市町等の協賛団体が企画・実施しており、県との役割分担を行っている。							
	受益と負担の適正化	・出会いイベントの参加費は会員負担であり、個別お見合い紹介についても年5,000円の会員登録料を徴収することとしており、受益と負担の関係は適正である。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 (その他)		
	説明	会員の利用状況に応じた地域出会いサポートセンターの開所日数・開所曜日の見直し、会員登録料の見直し(3,000円→5,000円)、出会いイベント事業とこのとりの会事業の統合等、効率的・効果的な運用を進める。							

# 事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	駅前等分園保育推進事業		担当者電話番号	保育係 078-362-3199					
事業目的	① 待機児童の解消 ② 身近な地域における保育の実施を支援								
事業内容	○補助対象者 認可保育所を運営する社会福祉法人等 ○補助基準額 運営費補助(本園7,170円/人、分園16,240円/人) 賃貸料補助10,080千円/箇所 改修補助15,000千円/箇所(市町随伴がない場合11,250千円)			事業開始年度	平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 8,445千円		(0千円) 22,937千円		(0千円) 25,340千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	(0千円) 9,246千円	従事人員 0.1人	従事人員 0.1人	23,727千円	従事人員 0.1人	26,131千円 従事人員 0.1人		
事業の目標	①待機児童数			[目標設定理由]保育を必要とする全ての児童が利用できるようにする。(新たな県政重点プログラム)					
	②保育所・認定こども園の定員増加数			[目標設定理由]保育を必要とする全ての児童が利用できるようにする。(新たな県政重点プログラム)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	待機児童数	0人	H29	802人 (-千円)	600人 (-千円)	400人 (-千円)	-	-	-
保育所・認定こども園の定員増加数	9,000人	H30	3,011人 (3千円)	累計5,500人 (4千円)	累計8,000人 (3千円)	33.5%	61.1%	88.9%	
評価結果	必要性	当該事業による分園の推進は、待機児童の解消に必要不可欠である。							
	有効性	待機児童を抱える都市部の園庭が確保できない場所での保育の実施に有効である。							
	効率性	国の補助対象とならない経費を補助しており、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	改修費(上限有り)の1/4を市町に随伴期待としている。							
	受益と負担の適正化	改修費(上限有り)の1/4(市町随伴がない場合は1/3)を事業者負担としており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他			
説明	都市部における待機児童の解消を推進するために必要不可欠な方策であり、本事業は継続して実施する。								

# 事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課						
事業名	認定こども園整備等促進事業		担当者電話番号	こども園係 078-362-3215						
事業目的	保育所及び幼稚園が、認定こども園への移行に際し、安心こども基金の補助対象外となる施設の拡充等にかかる経費及び必要となる準備事務にかかる経費の一部を支援し、認定こども園の設置促進を図る。									
事業内容	①整備費補助 対象経費：保育室の増築、備品購入経費等 補助基準額：園児1人当たり822千円（15人を限度） 負担割合：県1/2、事業者1/2 ②移行事務費補助（平成26年度～） 対象経費：移行のための準備に必要な経費（事務職員雇上経費、測量・製図業務等委託料等） 補助基準額：1,300千円（上限額） 負担割合：県1/2、事業者1/2			事業開始年度	平成22年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 45,692千円		(0千円) 61,650千円		(0千円) 87,650千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 従事人員 0.2人				
	総コスト (①+②)	47,294千円	従事人員 0.2人	63,230千円	従事人員 0.2人	89,233千円 従事人員 0.2人				
事業の目標	①認定こども園の認定数の増 ②待機児童数ゼロ			[目標設定理由] 就学前の児童に対する教育・保育の充実及び保育施設の充実による待機児童解消を図るため。（新たな県政重点プログラム）						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)	
	認定こども園の認可・認定数	200施設	H29	93施設 (509千円)	122施設 (518千円)	153施設 (583千円)	46.5%	61.0%	76.5%	
待機児童数	0人	H29	802人 (59千円)	802人 (79千円)	600人 (149千円)	-	-	-		
評価結果	必要性	幼稚園・保育所における本事業の活用により、認定こども園の認定数が着実に増加（平成25年4月1日現在で全国第1位）しており、就学前の児童に対する教育・保育の充実や、待機児童解消に大いに寄与している。								
	有効性	認定こども園移行を検討している幼稚園・保育所に対する積極的な周知により、本事業の活用を促しており、移行に当たってのインセンティブとなっていること、また、認定こども園移行を補助の条件としていることから、目標である認定こども園の増加に直結する事業スキームとなっている。								
	効率性	本事業の補助申請に当たり、幼稚園・保育所から提出を求める資料の一部については、認定こども園認定申請時の提出書類と共通のものとするにより効率化を図っている。 なお、平成26年度より新たなメニューを追加し、事業費が増加したためコストが増加している。								
	民間・市町との役割分担	負担割合については、県1/2、事業者（私立幼稚園・私立保育所）1/2とし、応分の負担を求めつつ、認定こども園の移行促進を図っている。また、認定こども園の認定は県が行う事務であり、市町に委任できるものではない。								
	受益と負担の適正化	負担割合については、県1/2、事業者（私立幼稚園・私立保育所）1/2とし、応分の負担を求めつつ、認定こども園の移行促進を図っている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続			実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	認定こども園の認定数の増、また、そのことによる就学前の児童に対する教育・保育の充実や、待機児童解消に大きく寄与する事業であり、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	男女共同参画社会づくりと家庭応援施策の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局男女家庭課						
事業名	女性の就業サポート事業		担当者電話番号	男女共同参画係 078-362-3160						
事業目的	県立男女共同参画センターの女性就業相談室において、個別相談や職業紹介等を実施し、再就業を希望する女性を支援する。									
事業内容	チャレンジ相談、職業相談、職業紹介等を実施			事業開始年度	平成24年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 15,138千円		(0千円) 18,560千円		(0千円) 18,005千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 従事人員 0.2人				
	総コスト(①+②)	16,740千円	従事人員 0.2人	20,140千円	従事人員 0.2人	19,588千円 従事人員 0.2人				
事業の目標	【平成24年度】 女性就業支援員による指導・助言、情報提供の充実			【目標設定理由】 女性の再就業は様々な要因により困難な状況にあることから、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要がある。						
	【平成25年度】 女性就業支援員による指導・助言、情報提供からハローワーク(H25.8開設)と連携した職業紹介までの就業支援策の充実			【目標設定理由】 確実に就業へ結びつけるためには、情報提供から職業相談、職業紹介に至るまでの支援が必要である。(県とハローワークとの一体的な事業実施により見込まれる利用者数)						
	【平成26年度以降】 女性就業支援員による指導・助言、情報提供からハローワークと連携した職業紹介までの就業支援策の充実			【目標設定理由】 情報提供から職業紹介までの就業支援策の充実を図り、成果となる就業者数を増大させる必要がある。(「安全元気ふるさとひょうご実現プログラム」による)						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)	
	【平成24年度】 指導・助言、情報提供件数	1,000件	H24	1,377件 (12千円)	- (-千円)	- (-千円)	137.7%	-	-	
	【平成25年度~】 女性就業相談室利用者数	H25:4,000人 H26~:4,800人	H25~	- (-千円)	4,394人 (5千円)	4,800人 (4千円)	-	109.9%	100%	
【平成26年度~】 女性就業相談室の支援による就業者数	200人 累計 1,000人	H26~	- (-千円)	- (-千円)	200人 (98千円)	-	-	100%		
評価結果	必要性	女性の活躍が経済・社会の活性化につながると期待されているものの、出産や育児等で退職した女性の再就業が課題となっていることから、再就業を希望する女性たちへの支援を充実させる必要がある。								
	有効性	女性の再就業は希望しても半分程度しか実現していないことから、希望がかなえられるよう職業相談、職業紹介等により確実に就業へ結びつける支援を行うことは、有効である。								
	効率性	県立男女共同参画センターの「女性就業相談室」において、個別相談から職業紹介等までワンストップで切れ目のない効率的な事業運営が可能である。								
	民間・市町との役割分担	女性の就業を支援するためには、市町域を超えて広域的な取組が必要なため、県が実施する。								
	受益と負担の適正化	出産や育児等の理由で離職していた者が再就業することで、本人だけでなく経済社会の活性化にもつながることから、県の負担で実施する。また、経済的理由で就業を希望する者のセーフティネットの側面もあり、利用者への負担は求めない。								
実施方針	方向性	新規	○ 拡充		継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
	説明	出産や育児等で離職し再就業を希望する女性を確実に就業へ結びつけるため、利用者ニーズの高い個別相談の実施回数を増やすなど女性就業相談室の機能の充実を図るとともに、ハローワークとも連携し再就業を支援する。								

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	多子世帯保育料軽減事業		担当者電話番号	こども園係 078-362-3215					
事業目的	多子世帯の子育てにかかる経済的負担感の軽減を図るため、第3子以降が利用する場合の保育料を県が助成し、子育て家庭を支援をすることで、子どもを産みやすい環境づくりを推進する。								
事業内容	多子世帯の保育料について助成 ①補助対象者：保育所、幼稚園等を利用している第3子以降の児童がいる世帯 ②補助対象経費：保育料保護者負担分の一部 ③負担割合：県10/10				事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 244,149千円		(0千円) 326,478千円		(0千円) 326,676千円			
	人件費②	5,606千円	従事人員 0.7人	5,529千円	従事人員 0.7人	5,539千円 従事人員 0.7人			
	総コスト (①+②)	249,755千円	従事人員 0.7人	332,007千円	従事人員 0.7人	332,215千円 従事人員 0.7人			
事業の目標	全市町実施をH32年度まで(超過課税第9期間)継続			【目標設定理由】 新ひょうご子ども未来プランによる					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	実施市町数	41市町	H26	41市町 (6,092千円)	41市町 (8,098千円)	41市町 (8,103千円)	100.0%	100.0%	100.0%
出生数に占める第3子以降の割合 <small>(厚労省人口動態統計調査)</small>	16.12%	H26	16.12% (一千万円)	16.12% (一千万円)	16.12% (一千万円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・少子化が進む中、多子世帯では、子どもの保育料が家計に占める割合が増え、大きな負担となることから、保育料を助成することで、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要である。							
	有効性	・保育料負担の軽減ニーズは高く、全市町での実施が達成されていることから、今後とも継続していく必要がある。							
	効率性	・保護者からの申請については、通っている保育所や幼稚園を申請窓口とする等、園や市町の担当部局を関与させることで、効率化を図っている。 ・既に全市町で実施されていることから市町数の増はなく、予算増分だけ1市町あたりのコストは微増している。							
	民間・市町との役割分担	・保育所及び公立幼稚園については市町が、神戸市内の私立幼稚園については神戸市私立幼稚園連盟が審査事務を担当し、その他の区分(神戸市外私立幼稚園、認定こども園、事業所内保育所)については県が審査事務を担っている。審査事務について適正な役割分担が行われている。							
	受益と負担の適正化	・最低月額5,000円の保護者負担を求めた上で、補助の上限額も3歳未満児は月額5,500円、3歳以上児は月額4,000円とし、受益と負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	多子世帯の負担軽減に大きく寄与する事業であり、引き続き事業を継続する。								



事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	乳幼児子育て応援事業		担当者電話番号	保育係 078-362-3199					
事業目的	①在宅の0～2歳児及び親に対する保育所の子育て支援機能の充実させ、気軽に集い相談できる場を提供する。 ②在宅の0～2歳児を対象に体験保育等の場を提供するとともに、親を対象とした教室等を実施することにより、親教育や育児ストレスの解消を図る								
事業内容	①親を対象とした教室 ②子どもの預かり(体験保育) ③親子で体験する講座			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 384,613千円		(0千円) 420,192千円		(0千円) 439,085千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	385,414千円	従事人員 0.1人	420,982千円	従事人員 0.1人	439,876千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	①民間保育所の所在する全市町(政令市・中核市含む)での実施 ②安全元気ふるさとひょうご実現プログラムでの目標民間保育所数(民間保育所の概ね9割)			【目標設定理由】 より身近なところで必要な支援が受けられることが必要のため。(新たな県政重点プログラム)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	市町数(民間保育所のない2市を除く)	39市町	H29	39市町 (9,882千円)	39市町 (10,794千円)	39市町 (11,279千円)	100.0%	100.0%	100.0%
民間保育所数	500園	H29	403園 (956千円)	438園 (961千円)	460園 (956千円)	80.6%	87.6%	92.0%	
評価結果	必要性	・在宅の0～2歳児及びその親は地域で孤立しやすいことから、身近な保育所で、親子での保育体験や、親を対象とした教室(子どもは保育所で預かり保育を実施)を開催するなど、気軽に集い相談できる場を充実させ、子育て中の親が抱える悩みや不安を解消する支援を行う必要がある。							
	有効性	・身近な保育所で実施することにより、在宅の親子が参加しやすい環境が整うことで、より幅広い対象に対して子育て支援を実施できる。							
	効率性	・実施園数の増加により、市町別のコストは微増であるが、民間保育所の指標1単位あたりのコストは減少傾向にあり、効率的な事業実施が図られている。(既に民間保育所のある全市町で実施されていることから市町数の増はなく、予算増分だけ1市町あたりのコストは微増)							
	民間・市町との役割分担	・全県で在宅での子育てを行う親子を支援する事業であり、県が主導的に実施する必要がある。							
	受益と負担の適正化	・事業参加者から、事業内容に応じて、要する費用の一部を徴収することとしており、受益と負担の公平化が図られている。							
方向性	新規	拡充		(継続)	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	在宅の0～2歳児と親の子育てに寄与する事業であり、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	3歳児保育充実支援事業		担当者電話番号	保育係 078-362-3199					
事業目的	国が検討している子ども・子育て支援新制度の実施に先立ち、3歳児が多く在籍する民間保育所に対し、担当保育士の新たな配置に要する費用を支援し、民間社会福祉施設運営支援事業と併せ、保育の質向上を実現する。								
事業内容	配置基準（3歳児 20：1）に基づく必要保育士数は、四捨五入で算出されることから、計算上切り捨て割合が大きい保育所（在籍3歳児数：25～29人）は、保育士の負担が特に大きいことから、新たに保育士を配置した場合の人件費の一部を支援する			事業開始年度	平成25年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		(0千円) 72,000千円		(0千円) 72,000千円			
	人件費②	-	従事人員 -	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人			
	総コスト (①+②)	-	従事人員 -	73,580千円	従事人員 0.2人	73,583千円 0.2人			
事業の目標	3歳児が多く入所している保育所での3歳児担当保育士の加配を促進し、①保育の質及び②利用者の処遇改善を図る。			[目標設定理由] 現在、3歳児担当保育士の負担増が課題となっており、それに伴う保育の質低下も懸念されていることから、それらの改善を図る必要があるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26 (目標)
	①3歳児担当保育士の加配数	90人	H26	- (-千円)	38人 (1,936千円)	90人 (818千円)	-	42.2%	100.0%
②加配により処遇が改善した児童の数	450人	H26	- (-千円)	266人 (277千円)	450人 (164千円)	-	59.1%	100.0%	
評価結果	必要性	・3歳児担当保育士の配置基準の見直しは、保育の質向上に向けた、喫緊の課題であり、県が国に先行して負担の大きい保育所を支援することにより、保育の質、職員の処遇改善を図る必要がある。							
	有効性	・県が国に先行して3歳児保育への加配を支援することにより、現在加配が実施されていない園に対して、加配を奨励する効果がある。							
	効率性	・補助単価は定額であり、国が保育所運営費の保育士1人当たりの人件費積算額の1/4相当としており、1単位あたりのコストは適正な水準である。							
	民間・市町との役割分担	・国の子ども・子育て新制度に先行して、県が主導的に実施するものであり、市町にも1/4負担を働きかけている。							
	受益と負担の適正化	・県は3歳児保育に対する加配職員（1人）の人件費の1/4相当を補助するものであり、残りは事業者や市町が負担する仕組みとしている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	新制度による職員配置基準の見直しが実施されるまでの間、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課					
事業名	事業所内保育施設整備推進事業		担当者電話番号	子育て支援係 078-362-4185					
事業目的	①勤労者の仕事と家庭の両立支援 ②企業の地域社会における子育て支援への貢献促進								
事業内容	補助対象者：事業主又は事業主団体 補助対象経費：事業所内保育施設の設置にかかる費用 補助限度額：7,500千円(駅前設置の場合は10,000千円) 補助率：1/2			事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 34,525千円		(0千円) 40,000千円		(0千円) 0千円			
	人件費②	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円	従事人員 1.0人	0千円 0.0人			
	総コスト(①+②)	42,533千円	従事人員 1.0人	47,898千円	従事人員 1.0人	0千円 0.0人			
事業の目標	①事業所内保育施設の整備推進			[目標設定理由] 事業実施当初の問合せ件数等からニーズ見込みを50施設としたため。県政重点プログラム100による。					
	②全ての子育て応援協定締結企業への周知啓発			[目標設定理由] 事業目的を効率的に達成するには子育て支援に協力的な企業への働きかけが有効であるため。協定企業数は安全元気ふるさとひょうご実現プログラムによる。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26(目標)
	当該事業による事業所内保育施設数	50施設	H25	48施設 (886千円)	49施設 (978千円)	- (0千円)	96.0%	98.0%	-
子育て応援協定締結企業への情報提供数	1,041社	H24	1,041社 (41千円)	1,076社 (45千円)	- (0千円)	100.0%	103.4%	-	
評価結果	必要性	勤労者の仕事と家庭の両立支援及び企業の地域社会における子育て支援への貢献促進のため、企業と事業員の実情に応じた保育の提供が必要である。							
	有効性	従業員の働き方(フレックス・夜勤等)に応じた保育の実施に有効である。また、従業員のみならず地域の児童を受け入れることで、待機児童対策としても効果が見込める。							
	効率性	国(厚生労働省)で実施している同様の制度において、施設の利用定員数により役割分担を行うなど効率的に実施している。なお、国制度における補助要件の緩和により、県が対象としていた小規模な施設についても国による支援が可能となった。事業費＝補助額であり、コスト面における効率性は一貫している。							
	民間・市町との役割分担	事業主に1/2の負担を求めており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	事業所内保育施設の運営は事業主及び利用者によって自主的に行われており、受益と負担の適正化が図られている。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	事業所内保育施設整備事業については、従前から国(厚生労働省)においても同様の支援制度を有しており、国と県で利用定員により役割を分担してきた。このたび、国制度において、10名以上であった定員要件を6名以上(中小企業の場合は実質保育人数2人以上で可)に緩和し、さらに運営費助成も行うなど充実した内容としたため、県制度を廃止する。								